

平成21年第2回西予市議会定例会会期日程表

会期6月18日(木)～6月30日(火) (会期13日間)

月 日	曜日	日 程	備 考
6月18日	木	本会議(開会)	・理事者提案説明
6月19日	金	本 会 議	・一般質問 ・即決議案採決及び委員会付託
6月20日	土	休 会	
6月21日	日	休 会	
6月22日	月	常任委員会	
6月23日	火	常任委員会	
6月24日	水	常任委員会	
6月25日	木	常任委員会	
6月26日	金	常任委員会	
6月27日	土	休 会	
6月28日	日	休 会	
6月29日	月	休 会	
6月30日	火	本会議(閉会)	・委員長報告 ・質疑・討論・採決

平成21年第2回西予市議会定例会会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成21年6月18日  
 1. 招集の場所 西予市議会議場  
 1. 開 会 平成21年6月18日  
 午前10時00分  
 1. 散 会 平成21年6月18日  
 午前11時23分

1. 出席議員

- 1番 兵頭 竜  
 2番 二宮 一郎  
 3番 兵頭 学  
 4番 明智 祥勝  
 5番 井上 勲  
 6番 小野 正昭  
 7番 松山 清  
 8番 宇都宮 明宏  
 9番 松島 義幸  
 10番 元親 孝志  
 11番 嶋川 武文  
 12番 沖野 健三  
 13番 森川 一義  
 14番 藤井 朝廣  
 15番 浅野 忠昭  
 16番 岡山 清秋  
 17番 酒井 宇之吉  
 18番 兵頭 勇  
 19番 山本 昭義  
 20番 梅川 光俊  
 21番 菊地 ミスギ  
 22番 大竹 忠盛  
 23番 二宮 元  
 24番 坂本 隆重

1. 欠席議員

なし

1. 会議録署名議員

- 19番 山本 昭義  
 20番 梅川 光俊

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三好 幹二  
 副 市 長 別宮 静  
 教 育 長 森 英二  
 公営企業部長 九鬼 則夫  
 会 計 管 理 者 上甲 悦子

- 総務企画部長 清水 忠夫  
 産業建設部長 藤中 彰  
 生活福祉部長 炭倉 貞明  
 教 育 部 長 森 精一  
 明浜総合支所長 高岡 和廣  
 野村総合支所長 角藤 和幸  
 城川総合支所長 清水 享司  
 三瓶総合支所長 宇都宮 又重  
 消防本部消防長 中野 竹夫  
 総 務 課 長 上甲 憲章  
 財 政 課 長 河野 敏雅  
 企画調整課長 上田 甚正

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局 局長 岩本 明定  
 議事係 係長 井上 千浪

1. 議事日程

別紙のとおり

1. 会議に付した事件

別紙のとおり

1. 会議の経過

別紙のとおり

議 事 日 程

1 会議録署名議員の指名

(19番 山本昭義、20番 梅川光俊)

2 会期の決定

(6月18日～6月30日 13日間)

3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について

4 議案第 95号 西予市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例制定について

議案第 96号 西予市企業誘致条例の一部を改正する条例制定について

議案第 97号 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 98号 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について

議案第 99号 西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について

議案第 100号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について

議案第 101号 西予市明浜特別養護老人ホーム運営基金条例を廃止する条例制定について

議案第 102号 西予市過疎地域自立促進計画の変更について

議案第 103号 公有水面埋立てに係る意見答申について

議案第 104号 市道路線の廃止について

議案第 105号 市道路線の認定について

議案第 106号 平成21年度西予市一般会計補正予算(第1号)

議案第 107号 平成21年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)

議案第 108号 平成21年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第 109号 平成21年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第 110号 平成21年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第 111号 平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第 112号 平成21年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第 113号 平成21年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第 114号 平成21年度西予市上水道事業会計補正予算(第1号)

#### 本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 4 議案第 95号 西予市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例制定について
- 議案第 96号 西予市企業誘致条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 97号 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 98号 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 99号 西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 100号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 1 0 1 号 西予市明浜特別養護老人ホーム運営基金条例を廃止する条例制定について
- 議案第 1 0 2 号 西予市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第 1 0 3 号 公有水面埋立てに係る意見答申について
- 議案第 1 0 4 号 市道路線の廃止について
- 議案第 1 0 5 号 市道路線の認定について
- 議案第 1 0 6 号 平成 2 1 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 0 7 号 平成 2 1 年度西予市授産場特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 0 8 号 平成 2 1 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 0 9 号 平成 2 1 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 1 0 号 平成 2 1 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 1 1 号 平成 2 1 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 1 2 号 平成 2 1 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 1 3 号 平成 2 1 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 1 4 号 平成 2 1 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 1 号）

開会 午前 1 0 時 0 0 分

議長 ただいまの出席議員は 2 4 名であります。これより平成 2 1 年第 2 回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より今定例会招集のごあいさつがあります。

三好市長。

三好市長 平成 2 1 年第 2 回西予市議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

四国地方では昨年より 1 2 日遅い 6 月 8 日に梅雨入り宣言が出されましたが、気象庁では、ことしの降水量は極めて少ないという予報を発表し、非常に心配をしているところでございます。

また、ご承知のとおり、県内各市町では渇水対策に追われている状況でございまして、特に松山市を初め砥部町が夜間断水に踏み切る方針を決められ、大変苦慮されている事態が続いております。

本市におきましても、この 4 月から今日に至るまでの間、異常なほどの少雨でございましたので、5 月 2 7 日に水道施設の水源調査や農作物の被害状況の実態調査を行う渇水対策検討委員会を立ち上げたところですが、6 月 1 1 日には、委員会のレベルを上げ、渇水対策検討委員会から渇水対策委員会として調査の内容の分析とともに、今後さらに少雨が続く場合には、どのような措置を講ずるべきか等々を具体的に論じてまいっております。幸いに数日前の雨では、5 5 ミリという幾分まとまった恵みの雨で、現在は何とか一息入れることができました。

しかし、依然平年の雨量に達しているものでもございませぬし、また平成元年以降の降水量からいたしましても、2 1 年間の中でことしが最も降水量の少ないデータが出ております。これからも引き続き市民の皆様や大口需要者への節水の呼びかけ等を行い、ご理解とご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

また、農作物対策につきましても、万全を配しながら支援策を講じてまいる所存でございませぬ。

話は変わりますが、7 月 1 日の 1 0 時、市民の待望でございました西予市 C A T V 放送センターがオープンし、宇和町と野村町の中心地域に放送が開始されます。当日は式典の様子などを生中継で放送する運びとしております。

また、このほかにも本定例会の模様とか、中学校の総合体育大会などを再送信するような企画をしておりますので、ぜひごらんいただきたいと存じます。

平成 1 8 年度に難視聴地区の解消及び高速インターネットの普及を目的として C A T V 事業の計

画を立ち上げ、今日に至るまでの間、議員の皆様や市民の皆様には膨大なエネルギーを費やしていただきました。ここに改めてお礼を申し上げる次第でございます。

言うまでもございませんが、これからの時代は国の政策にうたわれておりますとおり、情報化社会のデジタル化が進んでまいります。今回のような日常の出来事に関する情報を多く得ることながら、農林水産業、医療、福祉等々の分野でもこの光通信を活用することによって、無限大の価値を増幅することが可能であります。どうか市民の皆様におかれましても、ケーブルテレビとインターネットの双方に積極的に加入されますよう期待を寄せるものでございます。

さて、さきの臨時議会におきまして、正副議長を初め各正副常任委員長が改選されたところでございますが、梅川議長、坂本副議長を初め各常任委員長の皆様におかれましては、西予市議会2期目に当たり、ひとかたならぬご尽力を賜り、まことにありがとうございました。ここに改めて心からお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

また、新議長となられました大竹議長、菊地副議長を初め議員の皆様におかれましては、それぞれが新たな気持ちで本定例会に臨まれていることと拝察いたします。どうか今後より一層のご活躍をご祈念申し上げますとともに、円滑な市政運営が図られますようご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

本定例会におきましては、議員の皆様から一般質問をお受けするとともに、人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問を初め、条例の制定、改廃、過疎計画の変更及び平成21年度各会計補正予算など計25件につきましてご審議をお願い申し上げます。諸議案の提案理由につきましては、上程の際にご説明いたしますので、何とぞご慎重にご審議をいただき、それぞれご決定、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、招集のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。お目通しを願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

(日程1)

議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に、19番山本昭義君、20番梅川光俊君の両名を指名いたします。

(日程2)

議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

今回の会期は、お手元に配付のとおり、本日から6月30日までの13日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から6月30日までの13日間と決定いたしました。

(日程3)

議長 次に、日程第3、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」から諮問第5号「人権擁護委員候補者の推薦について」までの5件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

三好市長 諮問第1号から諮問第5号まで「人権擁護委員候補者の推薦について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本市の人権擁護委員は、合併による委員定数削減により、合併前の17名から現在9名となっております。

しかし、社会情勢の変化や人権問題への多様化、複雑化に伴い、人権擁護委員の役割が増大し、現在の委員数では活動に支障を来しております。こうした状況を踏まえ、人権擁護委員から委員定数をふやすことについて、法務局を通じ国に要望をしておりましたところ、このたび本市においても旧町ごとに1名ずつの計5名の増員が認められました。その候補者といたしまして、明浜町渡江の酒井加代氏、宇和町久保の菊地俊樹氏、野村町野村の三瀬俊久氏、城川町高野子の神原美恵子氏、三瓶町朝立の二宮豊氏を推薦したいと存じます。

明浜の酒井氏は、現在家業の水産会社に勤務さ

れる傍ら、以前は明浜町女子消防隊副隊長を務められるなど人望も厚く、広く地域に貢献されておられます。宇和の菊地氏は、長年にわたり教職を務め上げられ、在職中にはいじめ、不登校の問題などに最優先課題として取り組んでこられており、人権問題に深い識見と経験をお持ちです。野村町の三瀬氏は、会社勤務後農業共済に勤務されていたことで、農業問題を通して識見も広く、地域の実情にも詳しく、人望も厚い方です。城川町の神原氏は、長年の学校勤務の中で、地域住民との幅広い交流があり、人権思想の普及、諸問題の解決に向けて積極的に取り組んでこられました。三瓶町の二宮氏は、司法書士として地域で幅広く活動されるとともに、青少年、壮年教育関係にも熟知され、地域のリーダー的な存在であり、人権問題等も深くかかわりを持つ本市の個人情報保護審査委員会の委員も務められております。

それぞれ人格識見高く、広域な地域と豊かな経験から社会の実情全般に通じ、人権擁護に深い理解があり、的確であると考え、人権擁護委員法第6条第3項に基づき議会のご意見を聞くものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 以上で理事者の説明は終わりました。  
これより5件に対する一括質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。  
お諮りいたします。

諮問第1号から諮問第5号までの5件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

これらの採決は諮問ごとに行います。

お諮りをいたします。

まず、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦

について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第5号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(日程4)

議長 次に、日程第4、議案第95号「西予市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例制定について」から議案第114号「平成21年度西予市上水道事業会計補正予算(第1号)」までの20件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

清水総務企画部長。

清水総務企画部長 議案第95号「西予市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特例措置に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、いわゆる企業立地促進法に基づく本県の基本計画に定められた集積業種の企業立地を促進するため税制特例措置を拡大するものであります。

本県南予地域において、集積業種として指定された産業分野は、食品加工関連産業、電気関連産業及び情報サービス関連産業の3分野となっており、愛媛県知事により企業立地計画の承認を受けた関連産業事業者に対して、取得した工場、事業用の土地、建物等に係る固定資産税を課税免除するものであります。

その対象となる要件でございますが、平成25年3月31日までに取得したもので、指定を受けた産業分野の中で、農林漁業関連業種については、取得価格が5,000万円を超えるもの、それ以外の業種は2億円を超えるものとなっております。

適用期間につきましては、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課税される年度以降3カ年度となっております。

なお、この措置による課税免除の減収分は、地方交付税措置で75%減収補てん制度により交付されることとなります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 議案第96号「西予市企業誘致条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

地域産業の活性化や雇用の促進を図る上で、企業誘致は即効性のある有効な手段であり、当市におきましても、本条例により奨励措置を設け企業誘致を図っているところであります。

今回改正を行う内容は2点でございます。

その1つ目は、先ほど議案第95号で企業立地促進法に基づく固定資産税の特例措置に関する条例の制定につきましてご説明申し上げましたところでございますが、その条例を適用した措置が行

われた場合に、本条例に同様の奨励措置を設けているため、その重複適用を避けるようにするものであります。

もう一点は、本条例の適用事業所につきまして、よりわかりやすくするため、別表を改めるものであります。

なお、今回の改正では、適用事業所の対象が変わるものではございません。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 議案第97号「西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本年3月末をもちまして、一施設を除き、本市のすべての特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターは、民間譲渡したところですが、残る施設についても、指定管理者による運営を行っております。このため、施設の運営業務に従事する市職員がいなくなったことから、今回の改正により関係する特殊勤務手当を廃止するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 森教育部長。

森教育部長 議案第98号「西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の説明を申し上げます。

教職員宿舍における空き室の有効利用については、議員の皆様からのご指摘も受けていたところですが、特に国の補助を受けて建設した施設については、法律上の制限もあり、入居要件の変更が困難とされておりました。今般、国において、いわゆる補助金等適正化法の弾力運用が決定され、これに伴い、教職員住宅の入居要件の緩和が可能となりました。これを受けまして、地域の実情を踏まえ、当該校区の教職員に限定していた入居資格を1年未満の短期間であれば、他校区の教職員または一般の住民であっても入居できるよう本条例の一部を改正するものであります。

また、今回の改正では、一般住民への入居資格

の緩和に伴い、市営住宅条例と同様に入居者に対する宿舍の明け渡し請求に関する規定を加えております。

続きまして、議案第99号「西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

市営宇和・野村両球場ともに夜間照明施設が設置されていますが、夜間照明使用料の規定がなく、照明をつけての使用であっても、現在のところ無料の取り扱いとなっております。

しかしながら、他の社会体育施設では、夜間照明使用料の規定を設け、利用者から応分の使用料を納めていただいております。それらと公平性を保つため、今回市営球場についても夜間照明使用料を定めるものであります。

続きまして、議案第100号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成20年度におきまして、三瓶特別養護老人ホーム建設用地に三瓶南運動場を提供し、その代替施設として三瓶町皆江地区にグラウンドの整備を行ってまいりました。このたび三瓶南グラウンドが今月25日に竣工し、7月から施設の供用を開始するに当たり本条例の一部を改正するものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 議案第101号「西予市明浜特別養護老人ホーム運営基金条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市明浜特別養護老人ホームについては、老人福祉法並びに介護保険法での諸手続を行い、施設の譲渡及び民営化に伴い、本年3月末で廃止をいたしました。その後、西予総合福祉会が同事業を引き継ぎ運営をしていただいております。

今回、施設の廃止に伴い市営による本施設の経営実態がなくなりましたので、本基金条例を廃止するものであります。

なお、本基金の処分につきましては、平成20年度の決算を打ち切り決算としておりますので、平成21年度一般会計予算において未収、未払い

分とあわせ最終決算を行います。その後余剰金を同基金に積み立て、現在保有している基金とあわせて一時的に一般会計に繰り入れし、デイサービスセンターの平成20年度の剰余金とあわせて西予市明浜町地域及び宇和町地域振興基金に積み立てし、明浜地区限定の福祉関係に要する経費、特老の修繕等の支援を含めて活用することを考えております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 議案第102号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市の過疎地域自立促進計画は、平成16年度に策定しておりますが、本年度におきまして、宇和病院における個人用人工透析等の医療機器の更新を実施するため、宇和病院医療機器整備事業を本計画に追加することといたしました。これに伴いまして本計画を変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 議案第103号「公有水面埋立てに係る意見答申について」提案理由のご説明を申し上げます。

この公有水面埋め立ては、西予市が田之浜、高山漁港において、漁船が安全に係留でき、漁業者が効率的な漁業活動のできる物揚げ場を整備するとともに、背後に野積み場用地及び養殖用作業施設用地を確保する事業であります。このたび本市が出願した公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づく意見聴取があり、異議のない旨の意見を述べるため、同法第3条第4項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第104号「市道路線の廃止について」、議案第105号「市道路線の認定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回4路線の廃止と2路線の認定をお願いする

ものであります。

多田地区71号線は、県営基盤整備事業施工区内になるため廃止するものであります。

一級路線14号線は、一般県道鳥坂宇和線との重複区間があるため、廃止の後路線を短縮して再認定するものであります。

下宇和地区16号線は、終点から下宇和地区11号線までの約110メートルを農道で整備していましたが、宅地開発が著しい地域の中の路線であるため、廃止の後路線を延長して再認定するものであります。

下宇和地区27号線は、四国横断自動車道の建設用地にかかり、路線の必要性がなくなったため廃止するものであります。

なお、本件に係る市道の廃止、認定につきましては、去る5月28日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいているものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 三好市長。

三好市長 議案第106号「平成21年度西予市一般会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げますとともに、政府の経済財政運営の基本設計に当たります骨太方針2009の素案が、さきの6月9日に経済財政諮問会議で示されましたので、それについて少し触れたいと存じます。

諮問会議は、6月23日に骨太方針2009を正式決定する方針ですが、素案では、急激な景気後退に伴う税収の落ち込みや大規模な財政縮小で従来の財政健全化目標の達成は絶望的となり、基礎的財政支出いわゆるプライマリーバランスの黒字化の達成時期を2011年度から2019年度に先送りいたしております。そして、その間において国の成長力強化のために、太陽光発電の導入加速やエコカーの販売促進などの低酸素革命、地域医療再生等の健康長寿、農林漁業の潜在力発揮などの成長戦略プロジェクトの推進を打ち出しております。特に当市の基幹産業である農政分野では、自給力向上のための米政策、水田農業のあり方についての検討、穀物白米などの思い切った生産振興策、農林漁業の機能向上や地域社会の維持

のための支援策など新たな農林水産政策の展開を図ることといたしております。

この素案では、短期は大胆、中期は責任との観点から財政運営を行うこととし、2010年度の予算の方向として、公共事業費の削減や社会保障費の伸びの抑制を進めてきた骨太方針2006を踏まえ、歳出改革を継続しつつ、必要な対応を行うこととしておりますが、当面は危機対応に全力を掲げ、その後に財政健全化と安心社会の実現に取り組むという2段階の内容となっております。

諮問会議の財政試算では、世界経済が順調に回復し、消費税率を2011年度以降1%ずつ7%引き上げ12%とした場合、基礎的財政支出の黒字化は、2018年度になるとしております。世界経済の回復頼みと大幅な増税で健全化を目指そうとしているようですが、選挙を目前に控え、この素案がどのようになるか、先行き不透明なところでもあります。西予市といたしましては、国の動向に注意を払いつつ、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金や公共投資臨時交付金を初め、経済危機対策に係る各種制度などあらゆる政策手段を活用し、公共施設の耐震化や老朽化した施設の改修等の基盤再生や地域対策等に早急に取り組み、市民の安全・安心な生活基盤づくりに努めてまいりたいと思っております。

さて、今回の補正予算でございますが、4月1日付の人事異動による人件費の組み替えと原則どうしても今回計上しなければならない案件について計上し、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ2億779万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を248億4,079万8,000円と定めるものであります。

その主な内容でございますが、総務費では、共済組合への負担率改定に伴う経費、市内公民館にタイムレコード等を設置する経費、公用車のETC設置に係る経費、法改正に伴う国保システム及び年金システム改造に係る経費を計上しております。総額では3,408万3,000円となっております。

次に、民生費におきましては、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、授産場特別会計への繰出金及び放課後児童健全育成事業において、県補助金の減額による市負担を増額する経費を計上しております。総額で

は36万3,000円の減額となっております。

次に、衛生費につきましては、高山、狩江、俵津診療所及び簡易水道特別会計への繰出金の調整と西予市立病院等検討委員会設置による報償金に係る経費を計上しております。総額では2,504万2,000円の減額となっております。

次に、労働費では、県補助金を受けて緊急雇用対策として21名の雇用を創出する経費を計上しております。6カ月の雇用を予定しております。総額では2,943万1,000円となっております。

次に、農林水産業費では、大野ヶ原育成牧場経営損失に係る負担金、明浜町宮野浦地区内の土地を932平方メートルの購入に係る経費を計上しております。総額では2,237万1,000円となっております。

次に、商工費では、明浜町俵津地区内の旧魚市場跡地553.2平方メートルの購入に係る経費、プレミアムつき商品券助成経費、さくらクリエイイト撤退による離職者就労支援事業に係る経費を計上しております。総額で3,468万1,000円となっております。

次に、土木費につきましては、すてきな集落整備事業で計画しておりました市道田之浜東中央線新設工事中止に伴う減額と三瓶朝立排水路改修に伴う汚泥撤去費等に係る経費を計上しております。総額では315万4,000円の減額となっております。

次に、教育費では、労働安全衛生法施行令等の一部改正に伴い、石綿の規制対象が拡大されたことによる石綿含有分析調査に係る経費、野村町に「スポーツ立市せいよ2017」の基本目標である総合型地域スポーツクラブを設置するための育成支援費、三瓶南グラウンドの完成により、その維持管理費と記念事業に係る経費を計上しております。総額で2,479万3,000円の減額となっております。

次に、災害復旧費では、林道東津野城川線及び野村惣川橋原線災害復旧のための測量設計委託料を計上しております。総額では952万円となっております。

次に、諸支出金では、西予市明浜特別養護老人ホーム基金条例廃止に伴う基金の組み替えを行っております。総額で1億2,642万4,000円となっております。

以上、歳出予算の概要でありましたが、続きまして、歳入の主なものについてご説明いたします。

まず、国県補助金や委託金として公営住宅耐震診断費国庫補助金67万7,000円、電算システム開発導入及び畜産環境基本設計に係る委託料52万6,000円を計上しております。

また、県補助金として、プレミアムつき商品券助成事業のための新ふるさとづくり総合支援事業費県補助金300万円、緊急雇用創出事業費県補助金2,943万1,000円を計上しております。

また、財産収入として明浜特別養護老人ホーム運営基金条例廃止に伴う基金繰入金1億3,028万2,000円、地方債として当初予算で一括計上しておりました地域雇用創出事業債を各事業に組み替えを行っておりますが、この上で歳出に不足する財源措置として財政調整基金7,742万9,000円の繰り入れを行っております。

以上、ご説明いたしましたが、詳細な点については担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 河野財政課長。

河野財政課長 それでは、予算書に沿って補足説明をさせていただきます。

13ページをお開き願います。

1目4節職員共済組合負担金2,945万7,000円ですが、これは共済組合追加費用負担率が1000分の40.2から1000分の50.2に改定されたことによるものであります。

15ページをお開き願います。

9目11節修繕料189万円ですが、これは県道30号線三瓶地内及び高速道路皆田地内の光ケーブル電柱移転に係る経費であります。

18ページをお開き願います。

1目地域振興費2,154万5,000円の主なものは、野村町平野集会所整備事業において、自治センターからの助成が受けられることとなりましたので、10目地域整備費から組み替えをするものであります。

26ページをお開き願います。

3目緊急雇用創出事業費2,943万1,000円ですが、この主なものは、緊急雇用対策事業として、公共土木施設の維持管理などに従事する新規雇用臨時職員21名の雇用に係る経費であります。全額県補助金を充てております。

28ページをお開き願います。

23節農業構造改善事業補助金返還金206万6,000円ですが、これは昭和56年度に事業主体が旧明浜町、実施主体が旧明浜農協で、地区再編農業構造改善事業の補助を受け、明浜町俵津に建設された農畜産物集荷施設、低温貯蔵庫、鉄骨スレートづくり平家建て901.09平米が、このたびの国道378号俵津工区道路拡張工事により立ち退きとなることから、事業主体である西予市が、当該処分財産に係る国庫補助金残存価格の返還を行うものであります。財源につきましては、全額東宇和農協からの返還金を充てております。

同じく4目19節大野ヶ原育成牧場経営損失負担金709万8,000円ですが、これは大野ヶ原育成牧場の管理運営を県酪連に指定管理委託をしているところでありますが、預託頭数の減少等により、平成20年度において経営損失が生じ、その助成依頼を受けております。当市の畜産業振興のため育成牧場は不可欠なものでありますので、その損失に対して負担をするものであります。

30ページをお開き願います。

3目17節土地購入費であります。これは明浜町宮野浦地内の土地932平米の購入に係る経費であります。資材置き場等漁港事業への有効利用を図るため購入するものであります。

次に、31ページでございますが、17節土地購入費であります。これは明浜町俵津地内旧魚市場跡地553.20平米の購入に係る経費であります。駐車場等地元の利便性の向上、有効利用を図るため購入するものであります。

同じく2目19節プレミアムつき商品券助成事業補助金1,000万円ですが、これは西予市商工会が実施しました2億円のプレミアムつき商品券事業に係る補助金であります。平成20年度に1,000万円の補助をしておりますので、合計2,000万円の補助となります。

同じく5目15節工事請負費78万4,000円ですが、これは乙亥の里案内大型標識移

転工事に係る経費であります。

同じく6目13節雇用創造推進事業委託料36万9,000円ですが、これは野村町のさくらクリエイト株式会社が5月末で撤退となりましたので、その従業員を対象に離職者就業支援事業として、初級パソコンスキルアップ講座及びホームヘルパー養成講座の受講に対し支援するものであります。パソコン講座に22名、ホームヘルパー養成講座に4名の希望が出ております。

33ページをお開き願います。

3目15節工事請負費4,200万円の減額であります。これは明浜町田之浜地内で計画しておりましたすてきな集落整備事業市道田之浜東中央線新設工事がやむなく中止になりましたので減額するものであります。

同じく5項3目15節工事請負費300万円ですが、これは三瓶朝立排水機場改修に伴い汚泥撤去の必要が生じたので、そのための経費であります。

43ページをお開き願います。

1目保健体育総務費140万円の主なものは、野村町に総合型地域スポーツクラブを設立するための経費であります。これにより宇和町の文化の里スポーツクラブ、三瓶町の三瓶スポーツクラブとあわせ市内3地区に総合型地域スポーツクラブが設立されることとなります。

46ページをお開き願います。

3目林業用施設災害復旧費112万円の主なものは、林道東津野城川線災害復旧工事に伴う測量設計に係る経費であります。

次に、47ページでございますが、1目道路橋梁河川災害復旧費840万円ですが、これは野村惣川橋原線災害復旧工事に伴う測量設計に係る経費であります。

同じく13款1項25節積立金1億2,642万4,000円ですが、これは明浜特別養護老人ホーム特別会計の剰余金確定によりその運営基金積立金を1,149万7,000円減額し、西予市明浜町特別養護老人ホーム基金条例廃止に伴い、明浜町地域及び宇和町地域振興基金に1億3,792万1,000円を組み替えをするものであります。

なお、歳入につきましては、今ほど市長が金額も含めてご説明を申し上げましたので、省略をさせていただきます。

以上、説明とさせていただきます。

議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午前10時53分）

議長 再開をいたします。（再開 午前11時10分）

炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 議案第107号「平成21年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整で、歳入歳出それぞれ299万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1,956万2,000円とするものであります。

歳出につきましては、施設授産場費の一般管理費で、給料等の人件費を299万2,000円増額し、歳出では、一般会計繰入金を同額増額いたしております。

続きまして、議案第108号「平成21年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整と介護報酬改定による保険料の激変緩和のため交付される国庫補助金の計上であります。

歳出につきましては、一般管理費の人件費を458万3,000円減額しました。

歳入につきましては、国庫支出金の介護従事者処遇改善臨時特例交付金445万6,000円を新たに計上し、一般会計繰入金を458万3,000円、財政調整基金繰入金を445万6,000円減額いたしました。これによりまして議決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ458万3,000円を減額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額を59億4,724万6,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算についてですが、今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、医療用機械器具費の増額であります。

それでは、診療所別にご説明をいたします。

依津診療所の歳出では、一般管理費で人件費を576万6,000円減額し、歳入では、一般会計からの繰入金を同額減額し、歳入歳出予算の総

額を6,624万4,000円といたしました。

次に、狩江診療所の歳出では、一般管理費で人件費を430万5,000円減額し、医療用機械器具費で借り上げ料45万9,000円を増額し、歳入では、一般会計からの繰入金を384万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を6,354万9,000円といたしました。

次に、高山診療所の歳出では、一般管理費で人件費を168万円増額し、歳入では、一般会計からの繰入金を同額増額し、歳入歳出予算の総額を1億106万5,000円といたしました。

続きまして、議案第109号「平成21年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、人事異動に伴う人件費の調整によるもので、歳入歳出予算をそれぞれ43万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を6億5,723万7,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、一般管理費で職員給与費を271万8,000円増額し、臨時雇用に係る経費を228万1,000円減額いたしました。

歳入につきましては、事務費に係る一般会計繰入金を43万7,000円増額いたしております。

続きまして、議案第110号「平成21年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動による人件費と昨年度末に交付され介護従事者処遇改善臨時特例基金に積み立てた基金の運用が主なものであります。

補正予算の内容につきましては、歳入歳出それぞれ1,371万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を46億1,542万3,000円と定めるものであります。内訳としまして、歳出では、総務費の総務管理費で、人事異動に伴い人件費を1,434万1,000円増額し、介護認定審査会費で認定調査員の減員により賃金等を238万5,000円減額し、趣旨普及費で今年度から介護報酬の改定内容や第4期の保険料等について住民に広く周知するためのパンフレット作成経費として176万円を増額いたしました。

歳入では、一般会計繰入金で1,195万6,000円、基金繰入金で介護従事者処遇改善臨時

特例基金繰入金を1,131万8,000円増額し、介護給付費準備基金繰入金を955万8,000円減額いたしております。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 議案第111号「平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整で、歳入歳出予算にそれぞれ84万4,000円追加し、歳入歳出予算を7億736万8,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、事業費の施設整備費で人件費84万4,000円を増額し、歳入では、一般会計繰入金を同額増額するものであります。

続きまして、議案第112号「平成21年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整で、歳入歳出予算にそれぞれ56万8,000円追加し、歳入歳出予算を9億4万1,000円と定めるものであります。

歳出では、事業費の施設整備費で給料等の人件費56万8,000円の増額であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を同額増額しております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 九鬼公営企業部長。

九鬼公営企業部長 議案第113号「平成21年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、城川地区の施設整備事業及び人事異動等に伴う人件費の調整を行うもので、歳入歳出からそれぞれ199万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億3,149万5,000円と定めるものであります。

予算書は7ページになりますが、歳出では、事業費の総務管理費で給料等の人件費507万4,000円を減額し、施設整備費では、城川地区の配水管接続に係る工事請負費を307万7,000円増額いたしております。

次に、歳入につきましては6ページですが、今ほど申し上げました配水管工事に係る地元工事負担金277万円を増額し、繰入金で一般会計繰入金及び基金繰入金を合わせて476万7,000円減額いたしております。

続きまして、議案第114号「平成21年度西予市上水道事業会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整を行うものであります。したがって、収益的支出のみの補正となっております。

予算書の1ページですが、第2条収益的収入及び支出の補正であります。営業費用におきまして給料等の人件費511万8,000円を減額補正予定額とし、支出の総額を6億2,476万2,000円とするものであります。

また、第3条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を511万8,000円減額し1億1,999万7,000円といたしております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 以上で理事者の説明は終わりました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

明日6月19日は午前9時より一般質問、質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時23分

平成21年第2回西予市議会定例会会議録(第2号)

- 1.招集年月日 平成21年6月19日  
 1.招集の場所 西予市議会議場  
 1.開 議 平成21年6月19日  
 午前9時00分  
 1.散 会 平成21年6月19日  
 午前11時50分

1.出席議員

- 1番 兵頭 竜  
 2番 二宮 一郎  
 3番 兵頭 学  
 4番 明智 祥勝  
 5番 井上 勲  
 6番 小野 正昭  
 7番 松山 清  
 8番 宇都宮 明宏  
 9番 松島 義幸  
 10番 元親 孝志  
 11番 嶋川 武文  
 12番 沖野 健三  
 13番 森川 一義  
 14番 藤井 朝廣  
 15番 浅野 忠昭  
 16番 岡山 清秋  
 17番 酒井 宇之吉  
 18番 兵頭 勇  
 19番 山本 昭義  
 20番 梅川 光俊  
 21番 菊地 ミスギ  
 22番 大竹 忠盛  
 23番 二宮 元  
 24番 坂本 隆重

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三好 幹二  
 副市長 別宮 静  
 教育長 森 英二  
 公営企業部長 九鬼 則夫  
 会計管理者 上甲 悦子  
 総務企画部長 清水 忠夫  
 産業建設部長 藤中 彰  
 生活福祉部長 炭倉 貞明

- 教育部長 森 精一  
 明浜総合支所長 高岡 和廣  
 野村総合支所長 角藤 和幸  
 城川総合支所長 清水 享司  
 三瓶総合支所長 宇都宮 又重  
 消防本部消防長 中野 竹夫  
 総務課長 上甲 憲章  
 財政課長 河野 敏雅  
 企画調整課長 上田 甚正

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 岩本 明定  
 議事係長 井上 千浪

1.議事日程

- 1.会議に付した事件 別紙のとおり  
 1.会議の経過 別紙のとおり

議事日程

1 一般質問

- 2 議案第 95号 西予市企業立地の促進等  
 による地域における産業  
 集積の形成及び活性化に  
 関する法律に基づく固定  
 資産税の特別措置に関す  
 る条例制定について

- 議案第 96号 西予市企業誘致条例の一  
 部を改正する条例制定に  
 ついて

- 議案第 97号 西予市職員の特殊勤務手  
 当に関する条例の一部を  
 改正する条例制定につい  
 て

- 議案第 98号 西予市教職員宿舍条例の  
 一部を改正する条例制定  
 について

- 議案第 99号 西予市営球場条例の一部  
 を改正する条例制定につ  
 いて

- 議案第100号 西予市社会体育施設条例  
 の一部を改正する条例制  
 定について

		本日の会議に付した事件	
	議案第 1 0 1 号	西予市明浜特別養護老人ホーム運営基金条例を廃止する条例制定について	1 一般質問
3	議案第 1 0 2 号	西予市過疎地域自立促進計画の変更について	2 議案第 9 5 号 西予市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例制定について
	議案第 1 0 3 号	公有水面埋立てに係る意見答申について	
	議案第 1 0 4 号	市道路線の廃止について	
	議案第 1 0 5 号	市道路線の認定について	
4	議案第 1 0 6 号	平成 2 1 年度西予市一般会計補正予算(第 1 号)	議案第 9 6 号 西予市企業誘致条例の一部を改正する条例制定について
5	議案第 1 0 7 号	平成 2 1 年度西予市授産場特別会計補正予算(第 1 号)	議案第 9 7 号 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 1 0 8 号	平成 2 1 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)	議案第 9 8 号 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 1 0 9 号	平成 2 1 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)	議案第 9 9 号 西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 1 1 0 号	平成 2 1 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)	議案第 1 0 0 号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 1 1 1 号	平成 2 1 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)	議案第 1 0 1 号 西予市明浜特別養護老人ホーム運営基金条例を廃止する条例制定について
	議案第 1 1 2 号	平成 2 1 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	3 議案第 1 0 2 号 西予市過疎地域自立促進計画の変更について
	議案第 1 1 3 号	平成 2 1 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	議案第 1 0 3 号 公有水面埋立てに係る意見答申について
	議案第 1 1 4 号	平成 2 1 年度西予市上水道事業会計補正予算(第 1 号)	議案第 1 0 4 号 市道路線の廃止について 議案第 1 0 5 号 市道路線の認定について
6	請願第 1 号	中山間地域等直接支払制度継続・拡充に関する請願	4 議案第 1 0 6 号 平成 2 1 年度西予市一般会計補正予算(第 1 号)
	陳情第 3 号	「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての陳情	5 議案第 1 0 7 号 平成 2 1 年度西予市授産場特別会計補正予算(第 1 号) 議案第 1 0 8 号 平成 2 1 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号) 議案第 1 0 9 号 平成 2 1 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

- 議案第 110号 平成 21 年度西予市介護  
保険特別会計補正予算  
(第 1号)
- 議案第 111号 平成 21 年度西予市農業  
集落排水事業特別会計補  
正予算(第 1号)
- 議案第 112号 平成 21 年度西予市公共  
下水道事業特別会計補正  
予算(第 1号)
- 議案第 113号 平成 21 年度西予市簡易  
水道事業特別会計補正予  
算(第 1号)
- 議案第 114号 平成 21 年度西予市上水  
道事業会計補正予算(第  
1号)
- 6 請願第 1号 中山間地域等直接支払制  
度継続・拡充に関する請  
願
- 陳情第 3号 「核兵器全面禁止・廃絶  
国際条約締結を求める意  
見書」採択についての陳  
情

開議 午前 9 時 0 0 分

議長 おはようございます。

本日はこのように多くの方が傍聴においでをいただきまして、まことにありがとうございます。心からお礼を申し上げたいと思います。

ただいまの出席議員は 24 名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありであります。

(日程 1)

議長 これより、日程第 1、一般質問を行います。

通告順に質問を許可します。

この際、申し上げます。

各議員の発言時間は 15 分以内をお願いいたします。質疑については 3 回までとし、あわせて 10 分以内をお願いいたします。

まず、11 番嶋川武文君。

11 番嶋川君。

11 番嶋川武文君 ただいまは議長より一般質問の許可を得ましたので、平成 21 年 6 月定例会におきまして、トップバッターとしてこの大勢の傍聴の中、一般質問をさせていただきます。

昨年のごころでしょうか、ちょうど原油価格は 1 バレル 140 ドル台をつけまして、この先経済はどうなるのかなと心配いたしましたものでございます。それから、およそ 1 年が過ぎまして 2 年目に入るわけですが、どうにか原油価格は安定しているようでございますが、69 ドルから 70 ドルを行ったり来たりのようでございます。中・長期的に見ますと、原油価格といえますのは、インドとか中国の発展途上国のタイ等々によりまして、高値安定というのが一般論でございます。よほど昔イギリスで起きた産業革命のような、今で言う、今に直しますとエネルギー革命がない限り、恐らく高値安定というのが予想されるところでございます。

昨年の秋に表面化いたしました、いわゆるリーマンショックに端を発しました世界金融不安そして金融破綻、それに続く経済の大不況、多くの産業業界が、あっという間に巻き込まれました。当初国地域別に多くの痛手を受けるのは、アメリカ、EU、日本、そして中国、インドなどの発展途上国の順と言われました。

しかし、ふたをあけてみますと、意外や意外、予想に反しまして GDP の指標で申しますと、一番の痛手は日本でありました。また、株価の下落も最大でありました。GDP の構成は、個人消費、設備投資、そして輸出などなどから成るものでございまして、日本の経済の構造からいえば、そうなのかなと納得するところでございます。それを受け麻生政権は、解散より景気対策だという基本政策のもと、いわゆる 1 次補正、2 次補正ともたもたしましたですね、余りスムーズとはいってないんですが可決。現在は定額給付金などが代表されますように施行されているところでございます。平成 21 年度に入りまして、3 次補正とも言われます 21 年度補正も国会に提出、今回は前回 1 次補正、2 次補正とは反対にスピード審議をして、過日可決いたしました。

そこで、まず質問をいたしたいと思います。

1 次補正から 2 次補正、そして 3 次補正、この 3 本の大きな補正予算について、次のことをお聞きいたしたいと存じます。

1つ、これらの補正予算に対する市長のご所見、見解、2、それぞれの補正の規模、そして代表される施策、3番、そのうち西予市としての使える主に金額となろうかと思いますが、その表示及び一部で結構ですから、主に何に使われるのか、あるいは使われたのか、大綱で結構ですのでそれぞれお伺いいたします。

次に、私のメーンでございますが、いわゆる1次産業振興費について質問いたしたいと思いません。

私が言うまでもなく、西予市の基幹産業は1次産業と言われます。昨今の経済状況においては、決してよい状態とは言えず、むしろその逆の状態、しかも後継者もないという深刻な姿だと理解しております。それにこの100年に一度と言われる経済危機、今こそ市の出番と考えるものでございます。

配付いたしました資料1をごらんください。4ページになろうかと思いますが、簡単に説明いたしますと、左側に予算項目、右側に事業費と書いとりまして、これは予算の調べでございますが、上から順番に、農業振興費から畜産、林業、漁業、商工振興費まで記しております。農業振興費は4億5,900万円、畜産は3,400万円、林業はおよそ8,300万円、漁業振興費は700万円、商工振興費は1億100万円、合計で6億8,700万円でございますが、およそ7億円ということが言えると思います。そのうち漁業振興費は700万円でございます、7億分の700万円でございますから、当然100分の1でございますから、1%ということに相なるわけでございます。私も漁業関係者の一人として、非常に危惧している案件でございます。税の公平感という観点から考えますと、偏っていることは否めないと思うのでございます。

そこで次の質問をいたしたいと思うわけでございます。

1つは、この資料をごらんになっての市長のご見解、ご所見を賜りたいと思いません。

2つ目に、市の施策として、今後の市としての考え方、何かございましたら、ぜひともお願いしたいと提案をいたしますが、市としても市というのは、私から考えますと非常に西予市株式会社でございますので、頭脳集団の一つと考えますので、ぜひともいい知恵を出していただきたいと

思うわけでございます。市の出勤を期待するところでもあります。

それと次に、大綱2になるわけでございますが、フィッシャリーナのその後についてという題目でそこに記してあります。この件につきましては、ご案内のとおり三瓶湾の適切なる使用、運用の目的で整備されたものであります。

しかし、やがて1年が経過しようとしておりますが、余り大きな変化がないように思います。フィッシャリーナも満杯になっていないようであります。1年を迎えようとしていますが、漁港管理条例の制定などがおくと聞かされております。この場合の漁港管理条例の制定と申しますのは、私の申しますのは、広い意味の制定とご理解いただけたらと思いますが、現況と今後のスケジュールなどについてお伺いいたすものでございます。

それと経済の関連でございますが、事前に大竹議長の許可を得ておりますので、議員各位にはご報告申し上げ、質問させていただきます。

以前に郵便事業会社が西予市に南予の郵便物の一元化を図るために、物流拠点施設を高速道路の西予宇和インターチェンジ付近に建設する旨の話がありましたが、その後の状況はどうなっているのか、公表できる範囲で結構でございますので、お伺いいたしたいと思いません。風の便りによりますと、なかなかうまくいってないというような話も聞き及んでおりますが、その後の状況をぜひともお知らせいたしたいと思いません。

以上、私の一般質問といたします。ありがとうございました。

議長 三好市長。

三好市長 皆さんどうもおはようございます。

きょうは早朝よりこのように多くの方が傍聴いただきましてまことにありがとうございます。特に明浜町の区長会のきょうは研修の一環ということで区長の方々が来ていただいております。本当にこの傍聴、ありがとうございます。ぜひすばらしい研修になればとこのように願っております。

また、そのほかの多くの方々が本会議の傍聴を見ていただいております。私もこんだけの傍聴の方が来ていただきますと、議会も活性化をいたします。そういう意味でも、今後とも傍聴のほど

よろしくお願いをするところでございます。

また、本定例議会でございますが、3名の議員の方々から通告を受けております。前回は11人で行っていただきましたから、ちょっと寂しい気もいたしますけれども、議会も新たな体制の出発の中でそれぞれの思いがあったのだと思います。3名の議員の方、非常に濃密な質問が出ておりますので、私どもも真摯に答えていきたいと思っております。

それでは、今ほどの嶋川議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の質問でございますけれども、まず国の第1次補正、第2次補正、第3次補正に対する私の所見ということではありますが、第1次補正は、世界的な原油、飼料、食糧価格の高騰による安心実現のための緊急総合対策において位置づけられたものであり、第2次補正と第3次補正は、100年に一度と言われる経済危機に対して、国民生活と日本経済を守るために位置づけられたと認識しているところであります。これらの大型補正により国の財政再建が先送りされることに対して、一抹の不安は感じておりますが、今回は景気対策優先だという国の政策に、まず私どもは一定の評価をしたいと思っております。

次に、それぞれの補正の規模、そして代表的な施策との質問でございますが、第1次補正は、全国での規模でいいますと260億円、第2次補正は3兆3,026億円、第3次補正が2兆3,790億円であります。これについての西予市に関する主な施策でございますが、それぞれ第1補正は、地域活性化・緊急安心実現総合対策、第2次補正は、定額給付金、地域活性化生活対策、子育て支援、介護従事者の処遇改善、緊急雇用創出、ふるさと雇用再生、妊婦の健康健診、地方消費者行政活性化、また第3次補正では、地域活性化緊急経済対策、地域活性化公共投資であります。ちょっと長くなりましたけれども、こういうばらばらとしたいろいろなことがささせていただいております。

次に、そのうち市の施策として使える金額と主に何に使われるかのご質問ではありますが、第1次補正と第2次補正につきましては、既に20年度補正予算及び平成21年度の当初予算において具体的に計上し、議決をいただいているところでございますので、説明は省略をさせていただきます

すが、第3次補正のうち、生活対策公共投資臨時交付金につきましては、全国で1兆3,790億円計上されておりますが、この具体的な内容については、まだ示されておられませんけれども、近々要望を取りまとめがあるものと思っております。この交付金は、手を挙げなければ配分されませんので、私どもの西予市のすべての知恵を総集して、西予市のため交付金獲得に努力をしていきたいと思っております。

生活対策臨時交付金につきましては、西予市に9億5,000万円余り配分が示されておるところでございます。平成21年4月10日、経済危機対策に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定として、地方公共団体において地球温暖化対策、少子・高齢化対策、高齢化社会への対応、安全・安心の実現、そのほか将来に向けた地域の実情に応じるきめ細やかな事業を積極的に実現できるよう地域活性化・経済危機対策臨時交付金を交付するとされていることを踏まえ、国の平成21年度予算において創設されておりますので、その要綱に基づきまして各課の要望を取りまとめ調整しているところであります。本議会の最終日において、この予算につきましてご提案をさせていただきたいと考えております。

続きまして、水産関係予算についてお答えをしたいと思います。

水産業を取り巻く環境は、漁業資源の減少、魚価の低迷及び漁業従事者の高齢化、後継者不足等により漁業経営の悪化が進み、厳しさを増しております。皆さんもこれも認識のとおりだと思っております。昨年は世界的な経済不況と円高などにより漁業経営に大きな影響を及ぼし、特に県内の真珠養殖においては、販売状況が前年度を大幅に下回っている状況であります。議員の示された資料の金額は、西予市の平成21年度当初予算における水産業振興費のうちの補助金額であると思っておりますけれども、水産業費全般で見ますと、農林水産業費が大体26億554万8,000円、そのうちの水産業費については3億7,072万6,000円で、全体の14.3%と農業費の次になっております。ちなみに、平成20年度の決算額で見ますと、農林水産業費が29億4,788万1,000円のうち、水産業費については5億9,440万3,000円でありまして、全体の10.2%となって

おります。近年の経済状況を考えますと、第1次産業への支援は急務となっております。

まず、昨年度漁業者への支援策としまして、漁業近代化資金において県信漁連からの直貸における利子補給の拡充を行っております。今までは直貸はやっておりませんでしたので、直貸をやらせていただいたところでございます。資金の円滑な融資と金利の軽減を図らせていただきました。今後の施策といたしましては、雇用支援対策として、経営が悪化する漁業者に対して経営の安定と雇用の維持を目的とした雇用支援対策を検討しているところでございまして、今回の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用を考えておるところでございます。

また、真珠養殖関係緊急支援として、真珠養殖業者の経営陣に必要な運転資金における利子補給と真珠養殖業者が取り組む魚種転換や経営の多角化、副業化等新たな事業を展開する場合の事業費の補助を県と一体となって取り組んでいきます。市といたしましても、基幹産業として地域を支えてきた水産業におきまして、漁業者への支援、条件整備を漁業と連携をとりながら、今後も水産業の衰退を招くことのないよう鋭意前向きに取り組みたいと存じます。

続きまして、第3点目、2点目は部長に説明をさせますが、3点目の関連質問の郵政事業株式会社が西予宇和インター付近で計画を進めている物流拠点整備計画の進捗状況につきましてご説明をさせていただきます。

郵便事業会社が建築予定の取得に向けて市へも協力の要請を受けてまいりましたので、それについて取り組んできたところでございます。皆田地区の区長さんやまた関係者の皆様のご尽力や地権者の方々のご協力をいただきまして、現在地権者の了承を得た段階ですので、今後郵便事業株式会社において地権者への説明会や開発手続が進められると思っております。南予の物流拠点が西予市に整備されますと、雇用の効果など経済と人の流れが発生し、活性化につながるものと大いに期待をしております。

以上、2点につきましてご説明をさせていただきました。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 嶋川議員の2点目、フィッシャリーナのその後についてご質問にお答えをいたします。

平成18年度プレジャーボート全国実態調査によりますと、西予市三瓶地区内の港湾及び漁港内には239隻のプレジャーボートが存在しておりました。漁港の利用にしましては、本来漁船が係留すべき施設にプレジャーボートが占有し、漁船が係留できず漁業活動に支障が起きたり、漁具の盗難があったり、漁民とのプレジャーボート所有者との間でさまざまなトラブルが発生し、プレジャーボート等の放置艇対策が重要な問題となっております。西予市では、平成13年4月の漁港法の改正を受け、また漁協からの要望もあり、法の規制によるプレジャーボート等漁船以外の船舶の放置艇禁止区域の指定とその受け皿となる係留施設を整備して、プレジャーボート等放置艇の係留場所を確保して、漁民とプレジャーボート所有者とのトラブルを解消するとともに、三瓶湾の適正なる海域利用を行い、水産業の一層の発展を促し、豊かな自然を活用した海洋性レクリエーション基地として利用を図っていくため、平成19年度から総事業費4億3,651万8,000円を投じて、保管隻数81隻、海上73隻、陸上8隻の二及漁港利用調整施設を整備いたしました。この施設は、平成20年7月1日から指定管理者により管理運営を行っており、施設の利用状況につきまして、指定管理者の計画では、初年度50隻の保管隻数を見込んでおりました。6月現在の利用隻数は28隻であります。計画達成率は56%となっております。また、施設全体の収容隻数は81隻で、施設の利用率は34.6%となっております。施設の管理運営を開始して、やがて1年を迎えようとしておりますが、施設の利用率は35%と十分な利用率とは言えない状況であります。

施設の利用率が上がらない理由としましては、プレジャーボート等の占有者が、長年係留している場所を自分の場所と認識していることやプレジャーボート等の所有者が、受け入れ施設二及漁港利用調整施設を利用する場合、利用料金が発生することに強い抵抗感があると考えられます。

しかしながら、三瓶漁港と二及漁港におきましては、依然としてプレジャーボート等の放置艇の隻数が、三瓶湾全体の隻数の過半数を超えてお

り、また漁船の係留施設も不足し、漁業者との間でトラブルも発生しているため、漁港の保全及び維持管理上、三瓶漁港及び二及漁港にプレジャーボート等の放置艇禁止区域を指定し、その区域内で漁船以外の船舶を係留する施設を指定することで、漁船とプレジャーボート等を整然と区分して、漁港の維持管理の適正化を図っていく必要があります。漁港を管理するための条例及び漁港利用調整施設を指定管理者で行うための条例改正は行っておりますが、漁船とプレジャーボートとの係留する場所が仕分けできていないため、今後は漁港の適正な維持管理を図っていくため、三瓶漁港と二及漁港内に放置艇禁止区域とその区域内にプレジャーボート等を係留する施設を指定し、地元漁協関係者との意見調整を行い、次に、プレジャーボート所有者への説明会を開催し、所有者に理解と協力を求めていきます。その後、漁港利用における漁業者と漁船以外の船舶所有者とのトラブルを予防し、円滑な漁港利用のためのルール等の協議を行う漁港利用促進協議会を開催いたします。協議が調い次第、放置艇禁止区域の指定及びその区域内で漁船以外の船舶が係留する施設を指定する告示を終え、一般住民に周知を行った後、ことしの12月下旬ごろからプレジャーボート等の所有が、現在係留している場所から移動できるよう一連の作業を進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

議長 11番嶋川武文君。

11番嶋川武文君 ただいま答弁をいただいたわけですが、例えば、水産費に係る見解が市長と私に多少の乖離があるように思います。市長はただいま申しましたように、農業費の次に水産費があるということで、それは事実でありましょうが、私が主張する700万円の振興費というのも、これも事実でございます。ひとつ財政課長に聞きたいんですが、これは確認の意味ですが、私も言ってる700万円というのは、間違いないと思いますが、今市長が申しましたように、これは恐らく補助金という観点でいくとそうなるんだろうと思うわけございまして、これからは、今までは市の施策と申しますと、やはりインフラ整備というのが重立ったわけですが、私は、これからインフラ整備もそら大切です

が、これからはそれ以上にインフラ整備がハードとすると、私が主張する案件がソフトと仮定いたしますと、ソフトの時代かなとつくづく思う次第でございます。先ほども市長が申されましたように、直接の融資の件も利子補給もいただいて、非常にさせていただいておると。そして最後の最終日にも補正が出されると、9億5,000万円に対する分がありますが、非常にその辺は感謝はしておりますでございますが、私のイメージは、あくまで水産費は少ないというのが実感でございますので、多少乖離があるとは思いますが、これはなかなか縮まらないと思いますが、私の意見でございます。本来は、ここは私の意見の申すところじゃなくて、質疑を通して理事者の姿勢を正すというのが本筋でございますが、そういうことでございます。

それと、漁港管理条例これは、非常に今部長が説明いたしました。これは大変難しく多難の多い事業だと思えます。さりとして4億数千万円も投じて建設しているわけでございますから、やはりこれは理事者としてやっていただかなければならない案件だと思えます。

そこで、部長にその意気込みと申しましょるか、決意と申しましょるか、それを再度お聞きして、私の再質問といたします。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 それでは、嶋川議員の再質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。

二及漁港利用調整施設が完成して1年を経過しても、三瓶漁港、二及漁港にプレジャーボート等の放置禁止区域をして告示できなかった理由でございますけれども、有漁船の係留するのを区分して漁港の利用を行っている自治体が全国に少なく、また放置艇所有者に事前に説明会を開催し、理解、協力を求める必要があり、所有者の特定に不測の日数を要しました。これは個人保護条例ができて、なかなか聞くことができないというような状況でございました。昨年6月に三瓶漁港、二及漁港の有漁船係留調査を実施しましたら、三瓶漁港に41隻、二及漁港に34隻、計75隻まだなお係留をされておりました。若干改善は見られておりますが、依然他の漁港に比べまし

て有漁船が多い状況でございます。今後は有漁船の所有者も確認できましたので、漁業者地元への説明会と並行して有漁船所有者の説明会を行い、早い時期に漁港利用促進協議会を立ち上げまして、放置禁止区域の指定の告示を行い、有漁船の移動を進めていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、17番酒井宇之吉君。

17番酒井君。

17番酒井宇之吉君 おはようございます。

何度も私は一般質問しておりますけれども、きょうは非常に緊張いたしております。といいますのも、やはり前明浜町の収入役さんであるとか、前議長さんであるとか、そして西予市になりました前部長さんたちが来ておりますので、緊張の余り少しとちるかもわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長に許可を得ました3点につきまして質問をさせていただきます。

1点目でございますが、民生委員の個人情報開示の緩和策はということでございますが、私の集落でも防災無線で1週間前にも民生委員による心配事相談と心配事のある方はいつどこへという放送がたびたびなされております。本当に現在の児童民生委員さん各位が、地域の相談相手になりまして、いろんな問題に対処されていることに対しまして感謝をいたしておるところでございます。

しかし、民生委員さん、以前の民生委員さんと多少仕事のほうが多くなってるんじゃないかと、私も1年間厚生常任委員長をさせていただきまして、民生委員さんと非常におつき合いをさせていただきました。その中で、合併前我々議員が8名おった、私のところに議員が8名いました。民生委員さんも10名ぐらいいるわけでございますけれども、今議員は1名です、8名いたところに。その議員の役を、8名のときには個人的ないろんな

民生委員さんが今相談を受けているようなことを議員がそれぞれの地域で受け持って相談をしていたというような経緯がございまして、いろんな形が今民生委員さんに相談を持ち込まれてるといような現状がございまして、そしてまた、少子・高齢化の中で民生委員さんが福祉の関係に非常に出る回数が多くなっているという現状があり

ます。その中で民生委員さんがよく聞きますのは、個人情報保護条例制定後、個人的相談を受けても活動に限界を感じるという声をたびたびいたしました。公務員、弁護士、またお医者さん等に準じた守秘義務を課せられながら個人情報は開示していただけない。一歩踏み込んだ相談ができないということでございます。

そこで、民生委員さんの個人情報の開示の緩和策はないものだろうか。相談活動に必要と認められる部分だけでも結構でございますので、そのような対策はないものかと思ひます。先般、本議会で人権擁護委員さんが足りないからということ各町1名ずつふえました。民生委員さんも、実を言うたら、中心部では300世帯もあるようなところで1名の民生委員さんというところもあります。これも要望を出しましたらふえるものではないかというような気もいたしておりますが、何らかの民生委員さんの対処をお願いしたいと、かように思ひます。このままでは次民生委員さんが引き受けてもらえる方がいなくなるんじゃないか、そのような気がいたしておりますので、ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

次に、学校再編成計画の進む中、限界集落への対策はということでございますが、先般5月10日ございましたけれども、市長の後援会総会へ参りました。その席でいろんな政策を市長は列記されておられましたけれども、2点につきまして説明をされました。それは、学校再編成計画にご協力くださいと、これからこのように進めたいと、それから限界集落の何とか対応をしたいと、対策も講じたいというお話でございました。学校再編を行う必要性につきましては、よりよい教育環境を整備するためには、避けて通れない西予市であろうと思ひます。

しかし、学校再編成を早急にすればするほど、限界集落の進行を早めるのではないかという心配をいたしております。行政区と学校区とは異なりますけれども、行政区といひますのは、きょう明浜町の区長さん来られてますけれども、その区、区でございます。現在二百二十幾らの行政区があると思ひますけれども、そして学校区は異なりますが、学校区ごとの限界集落対策を考えられてはいかがでしょうかと提案をさせていただきます。

学校区ごとの限界集落対策につきましては、それが済んでから対象学校区は再編をするというの

はいかがでございましょうか。

先般、読売新聞社東京本社の生活部長さんと座談会に行っておりましたが、実を言いましたら、武蔵村山市、これは東京の近郊住宅地ですが、この戦後遅くなりまして団地を建てたところが、4万人ぐらいいるところが、今44%の高齢化率です。この問題をどうしたらいいかということが都会の中でも始まっているようでございます。医療難民、通院難民、それから買い物難民が出ていると、少子・高齢化の中で。そのような問題が提起されましたけれども、早晚、西予市におきましてそのような問題が出るのではないかと。それに準じまして地区の公民館、学校区ごとの公民館を中心にした住民サービスを強化していく案だとか、学校跡地の計画案だとか、そして交通弱者移動手段の確保、このような問題を解決しながら、してからでも学校再編成をされてもよろしいのではないかとこのように思いますが、理事者の所見をお聞かせ願います。

最後でございますが、西予市CATV株式会社の状況と行政の広報利用計画についてでございます。

平成23年7月から地上デジタル放送に移行するわけでございますが、当市におきましては、理事者がすばらしい先見性と決断力でこの地デジの対応をするということを取り組んでいるところでございます。

そこで、西予CATV株式会社の市の出資過程、組織、役員、従業員の数など経営の責任形態、方法等、市とのかかわりがはっきり見えにくいという意見を耳にします。

また、指定管理者制度にしなかった理由もお尋ねをいたします。

それから、料金設定、割引料金だとか、難視聴率とかいろんな料金設定が今のなされて進行しているところでございますけれども、市民にとりましてなかなかわかりにくいという声も耳にいたします。このあたりにつきまして経過を、この際でございますので、市民にお知らせ願いたいと、私も勉強をしましたがけれども、まだまだわかりにくいところがございます。情報化社会の中、情報を得るにつきましては、時間と経費が要ることは承知しているところでありますが、行政の活動情報、市民に知らず方法にCATVを上手に使い、今後早く正確に安く情報、行政のいろんなことを流す

方法ができるのではないかと、かように思っておりますが、その利用手段を、利用活動についてお尋ねします。

私はこのCATVにつきましては、全家庭が入っていただいて、そしてお互い、過疎のところも中心部も同じ情報を共有して、そしてまちづくりに参加していくという方法がいいと思います。できれば1,575円にしているのをただにしても市の広報活動を流していくということがあります。新聞がこの間聞きましたけれども、インターネットが入って新聞をとるところが少なくなった。これから西予市も「せいよ」という広報を出すわけでございますけれども、あれも重複するんじゃないし、もうCATVで全部流してしまえばいいというような考え方で全家庭が入っていただきましてできるんじゃないかというような気もいたしております。そして、我々議員もこういう一般質問を全家庭に流していただくと、議員の活動、考え方が直に市民にわかる。これからの議員活動も変わっていくと、私は前回の質問のCATVの件にもこの件はお話ししましたがけれども、これからの議員の姿勢も考え方も、そして議員の活動も変わっていくだろう。それに従って評価も変わっていくと私はこのように思っておりますので、今後CATVを、特にきょうは明浜の区長さんたち、皆さん来ておりますので、せめて明浜だけはCATVが全部の家庭で受信していただくようにいただきまして、そして私なり明浜町の出身の松島議員が一般質問をするときには、明浜の市民はみんな見たぞというような形でご協力を願いたいと、かように思う次第でございます。質問外のことをお話ししましたがけれども、市民皆さんのご協力をお願いして、私の議員活動がもっともっとやりやすいような形にご協力を賜りますようお願い申し上げまして、私の一般質問とします。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、酒井議員の3つの質問についての、私は第2点目、学校再編計画の進捗中、限界集落の対策についてにお答えをさせていただけたらとこのように思います。

西予市におきましては、社会情勢の変化、過疎化、少子化の影響によりまして学校の小規模化や

学校規模の格差など子供たちを取り巻く教育環境が大きく変わってきております。こうした教育環境の変化は、学校運営上、望ましい教育のあり方に影響を及ぼすことが懸念をされております。このような状況の中、西予市の学校再編について検討を重ね、的確な対応をとることは不可欠であると考えています。もちろん現在の学校をそのまま維持したいという声は、地域のよりどころである学校を失いたくないと。その長い歴史の中で形成されてきたそれぞれの地域特有の文化や小学校区単位では構成できない自治会、婦人会、老人会、社会体育団体等のさまざまな組織体制の希薄化、ひいては限界集落の進行に拍車かけるのではないかとのおそれや危機感が背景にあるのは当然の住民感情であるとも私も思っております。

しかし、今の現実にも目を向けながら将来に備えることは大変重要なことでありまして、将来の西予市を担う子供たちの教育効果を大事に考えて、どうよりよい教育環境をつくるかが最も大切なことだと、教育委員会でもまず今考えていただいているところであります。何よりも子供たちの教育を考える立場を優先しまして、少しでも早い時期によりよい教育環境をそうしていくのが教育委員会の今の考えでありまして、我々大人のまた責任であろうとこのように思っております。

一方、学校再編を推進する中で、地域に根差した教育、地域に密着した教育の推進の衰退が懸念されます。このような中であって学校教育を担うための社会教育の充実が大変重要な時期に来ていていると考えております。その課題解決のために公民館の充実や活動内容等々の幅広い内容により、子供たちを巻き込んだ地域活動を新たに展開することが大切であると考えております。

また、学校の跡地の問題でございますが、学校の跡地は、市民の貴重な財産でありまして、今後学校再編の方針が決まったところで、地域の皆さんと協議の中で検討していきたいと考えております。現在の小学校は、住民にとって最も身近な公共施設であり、学校開放における社会体育活動や災害時には緊急場所としても指定されております。このような役割を考えてみますと、協働によるまちづくりを推進する観点から、地域の皆さんの参画の中で、跡地利用について市全体の課題として考えていく必要があるかと考えておりま

す。

次に、学校再編を急げば、限界集落の進行を早めるのではないかとのご心配をいただいておりますが、未来を担う子供たちのための教育環境整備の一つである学校再編を地域がどのように受け入れ、再編後の地域づくりをどう進めていただけるかが重要なことであると考えており、学校再編が限界集落の進行につながるのではなく、2つの地域課題が地域コミュニティーの中で上手に、うまく両立されていくように進めてまいりたいと考えております。

限界集落対策につきましては、今年度から実施時期と位置づけて、現在西予市生き活き集落づくり、生きるという字に活動の活を書いて生き活き、限界集落という名前をちょっとやわらかく私どもはしたいと思ひまして、生き活き集落づくりという名前を進めて、名前をつくったところでありまして、西予市生き活き集落づくり事業として、要領、要綱等をまとめているところであります。

生き活き集落づくりの事業では、モデル集落の設置推進協議会活動、集落支援活動、研修事業等を包括的に実施し、生活扶助機能等が失われるおそれのある小狭集落の存続維持と住民の生活環境を守る地域活動を支援する計画です。この事業の実施対象区域は、65歳以上が50%を超える行政区とその行政区を含む地域を考えておりますので、限界集落対策の区域と学校区が同じ区域もありますし、また異なる場合もあると考えております。

また、限界集落対策後に学校再編とのご意見でございましたけれども、そのようにできる地域もあれば、学校再編がない地域もありますので、どちらが先ということではなく、どちらとも地域住民の意見や合意をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 酒井議員からの1点目の質問についてお答えをさせていただきます。

現在西予市内では、民生児童委員152名、主任児童委員12名、合計で164名の方々が民生委員法に基づき社会奉仕の精神を持って常に住民

の立場に立って相談に応じ、必要な応援を行い、西予市社会福祉の増進に努めていただいております。行政を預かる者といたしまして、大変感謝をいたしております。

議員の質問にもありますように、個人情報を受けるとは、今日の社会一般にはもちろんのことですが、行政の組織間においてさえも個人情報保護関連法令の制定が、これまで以上に足かせとなっていることはゆがめないと考えております。平成21年6月現在、愛媛県内20市町の現況といたしまして、市町から民生児童委員への個人情報を開示している市町が9市町、一方開示していない市町が11市町となっております。開示しております9市町すべてが高齢者情報のみであり、あるいは市町においては、障害者情報においても開示の申請があれば可能となっておりますが、現在のところ申請は出てきてないようであります。民生児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け、民生委員法第15条を重んじ、その職責についていただいておりますことは、言うまでもございません。守秘義務があるからこそ、行政側から積極的に情報を開示し、活動の一助としていただきたいことと思っておりますが、やはり守秘義務が課せられているとはいえ、今の社会情勢の中、いつその情報が漏れるとも限りませんし、そのことで民生児童委員の職責を奪うことにもなりかねません。

また、先般の新聞にも掲載されておりましたように、多岐多様な相談内容やその件数の多さ、特に個人情報保護関連法令の問題等により、民生児童委員の確保に苦慮されている市町も全国に増加の傾向となっております。今後西予市といたしましては、民生児童委員の個人情報開示の緩和策といたしまして、まずは西予市個人情報保護条例並びに同施行規則を遵守し、個人情報の開示を行う前提条件として、西予市民生児童委員協議会と行政側で情報開示をする上での一定のルールを設けることにより、民生児童委員に個人情報に対する認識と守秘義務の遵守を十分に自覚願い、あわせて行政との信頼関係を構築した中で必要情報の有効活用が望ましいと考えております。

最後になりますが、現在庁内福祉行政部局実務者により実務者会を設置し、災害時要支援者名簿の作成に取り組んでおります。最終的には、西予市災害時要支援者避難制度の確立を目指している

ところでございます。民生児童委員の方々には、今後とも行政と市民の福祉行政の橋渡しとしてなっただき、西予市福祉行政の発展に寄与していただきたいと考えております。どうかよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 それでは、酒井議員の最後の質問でありますCATVについて答弁をさせていただきます。

まず、西予CATV株式会社の出資につきましては、平成20年2月に旧野村ケーブルテレビ株式会社の株主より、株式合計580株を取得しております。また、既に西予市が旧野村町より引き継ぎました480株と合わせて1,060株と現在となっております。また、発行株式総数1,200株のうち、88.3%を西予市が保有し、筆頭株主となっている状況でございます。その後、平成20年4月1日に野村ケーブルテレビ株式会社から西予CATV株式会社へ社名を変更し、事務所を宇和町へ移転し、現在に至っているところでございます。

また、現在の西予CATV株式会社の組織体制につきましては、役員が3名、従業員9名で運営を行っており、先ほど申しましたとおり、西予市が筆頭株主であり、役員3名のうち1名が市の職員が併務、また従業員につきましても、1名市から派遣しており、日々連携し業務を進めているところでございます。整備後の施設の運営につきましては、放送と通信は24時間365日提供が行われるサービスであり、市とCATV会社のどちらかの一方的な事情によりサービスの提供が滞ることは認められず、特に市が設備を適切に管理することが必要であるため、今回整備いたしますCATV施設は、普通財産と位置づけし、CATV会社に貸し付けするものであります。したがって、当該施設は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に管理を行わせることができる施設とはなりません。よって、市とCATV会社のどちらかの同意が得られない限り、破棄または終了させることができない相手方に対しては、有利な長期安定的な使用権を含む契約であるIRUという契約を締結し、西予CATV株式

会社に長期安定的にサービスを提供していただく予定としております。

また、経営の責任主体につきましては、これはもちろん西予CATV株式会社になります。

次に、加入料金、工事料金の割引につきましては、早期に加入者を確保し、安定した経営につながる目的で実施をしております。対象地域のサービス提供後、1年以内に加入していただければ、1万5,000円の割引を実施、またサービス提供の2カ月前までに行政区単位で75%以上の方が加入していただければ、さらに2万円の割引を実施する制度となっております。難視聴地域における共同受信施設の割引につきましては、組合員が一体的にCATVに移行していただければ、西予CATV株式会社の安定した経営につながるが見込まれるため、安定した加入者を確保するという目的に加えまして、CATVに移行した場合、共同受信施設、現在建っております共同施設の撤去が必要であるために、その費用の一部について割り当ててもらいたいという目的で共同受信施設の組合員に対しまして、90%以上が加入していただければ、さらに5,000円の割引を実施する制度となっております。今後開局にあわせ西予CATVも独自のチャンネルで行政情報、天気予報、防災情報及び農業情報を発信する予定であり、テレビの画面でいろんな情報を自宅で好きなときに見ることができるようになりますので、ぜひご加入をいただきますよう、この場をおかりいたしましてお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 再質問をさせていただきます。

市長さん非常になかなか我々が考えてもこの問題難しいと思っておりますが、非常に限界集落対策というものを言葉を何かいい言葉がないかなということみんなで考えてたところを、生き生き集落づくりという言葉でこれから進めていかれるのかどうかということを、限界集落という言葉は、非常によくないということが前々から言われておりましたけれども、これについてお尋ねを、確認をさせていただきます。

なお、非常にこの3点質問をさせていただきます

したけれども、起因されているのは、少子・高齢化、情報化の中で、3番目はちょっと違いますが、1番、2番は少子・高齢化の流れの中で問題が発生してきている問題を取り上げさせていただきました。その解決方法として、私は生き生き集落づくりにつきましても、公民館を中心にしたつくりにしても、跡地の問題にいたしましても、CATVを利用して、早くそして安くそして市民に情報を流せる手段が生まれつつあるという考え方をいたしております。これを何か上手に利用して、全世帯入っていただいて、そして利用して広報に流せないかなという考え方を基本に持っておりますので、順序立てて民生委員の問題、それから学校、生き生き集落づくり、限界集落対策についてお尋ねしたわけでございます。

そこでお尋ねいたしますけれども、私もよくわからないんですけれども、我々が今回CATVこれはインターネットも入るわけでございますけれども、インターネットとのつながりが今後始まっていくでしょう。これにつきまして、広報とかそういうものの経費の節減もCATVを利用することによって軽減できると私は考えております。これに1点だけお尋ねをいたしますけれども、画面が出てるときに、時代劇チャンネル、いろんなスポーツチャンネル、そういうのを見てたときに、緊急のあすの西予市の行事だとか、そういうものが字幕で流せる方法がとれるのかどうかをまずお尋ねをいたしておきます。

もう一点、民生委員の対策でございますけど、緩和策、非常に部長さんありがとうございます。本当にふだんから申し上げていたことをこの席ではっきり対策していただきましてありがとうございます。念のためでございますが、介護度5とか4とかという形が出てまいります。これにつきまして、寝たきり高齢者のこれの対策ですね、個人情報の開示、預金高とかそんな法定親族だとか、そういう問題が一番出てきているわけでございますので、寝たきり高齢者の民生委員さんへの保護者との対話ができましたら、情報公開ができるのかどうかということをお尋ねして、質問を終わりたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、酒井議員の再質問についてお答えいたします。

私は、まず1点目だけ。生き生き集落という言葉は今後続けられるかということですが、これは限界集落という言葉が、今非常に的確な言葉でありますけれども、非常に戸惑いを全国の中でされておられます。そういう中で、私どももその設立に参加をいたしております水源の里の全国協議会がありますが、あそこも水源の里という言葉でかえられて限界集落問題を全国で一緒にやろうということで行われておりますが、それと同時に私どもも、この生き生きという言葉であらわしたのは、限界集落にも誇りを持っていただきたいですね、生きる誇りです。やはり生きる、その地域にずっと伝統的にずっと、あるいは長い間にわたってそこに定着されたいろいろなことがあります。そのための生きるところの誇りを持っていただきたいというのを生きる。そして、またそこが私どもの限界集落問題をやる中で、また活力があっていたらできるんだったらいいという活を入れて生き生きという言葉であらわしていこうという内部の考えで今進めておるところであります、これが今後そういう言葉が流れとして定着できればなという思いでおるところでございます。

以上です。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 今ほどのご質問の中で、通常のテレビを見ていたら字幕が流れるかというご質問だったかと思いますが、今の例えばNHKあるいは民放を見ておる中で、字幕が出るっていうのは、よほどの重要性あるいは緊急性、そういったもので特番で出ろうかと、字幕が流れるかと思えます。それで、そこまで緊急性、重要性が、果たしてこの地域のテレビで必要であるかどうかということもあろうかと思えます。ただそこで、これは技術の面でありますので、私はちょっとその点は疎いもので、出るか出ないかはわかりません。

しかし、そこで先ほども言いましたように、そういう必要性があるかどうかということも考えていきたいと思えます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 寝たきりの方々を保護者の方が民生委員にというようなご質問であります。先ほども言いましたように、災害時のときの要支援者の名簿を今作成しております。名簿ができ次第全員の方から承諾あるいは拒否を求めていきたい。拒否される方は、みんなと同じような共有したことはできませんが、構わないよという方々に対しては、それぞれの消防団や民生委員並びに区長さん、そういった方と共有をしながら行っていきたいというように考えております。寝たきりの方々に対しましても承諾がいただける方は開示していきたいというように考えております。

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午前10時10分)

議長 再開をいたします。(再開 午前10時24分)

次に、7番松山清君。

7番松山清君。

7番松山清君 平成21年第2回定例議会におきまして質問の機会を得ましたので、通告に基づき質問いたします。

西予市は、年初には経済的な閉塞感や悲壮感が漂っていましたが、政府の年末の生活防衛のための緊急対策、3月の安心実現のための緊急総合対策、生活対策及び生活防衛のための緊急対策、4月の経済危機対策という、いわゆる第1次から第3次に及び経済刺激政策によって幾らかの明るい兆しが見えつつあると言えます。日本経済のさまざまな指標に底打ち感があらわれてきているとマスコミの報道ではありますが、市民にとってはまだまだ西予市経済の氷河期であり、早くこの危機的状況から脱出したいと生産者や事業者は祈っているであります。

また、当市におきましても、昨日説明があったような地域活性化経済緊急対策実施計画などその成果が徐々にあらわれてくると期待しているところであり、その期待感が去年よりはことしがよくなるのではないかという気持ちになりつつあるのではないのでしょうか。政府のいわゆる経済対策交付金は、できる限り西予市経済の活性化に有効に

活用していただきたいという願いと、いち早く速やかに実施をお願いしたいわけであります。市民の期待に沿えるよう、また地元にお金が落ちて、市民の生活につながるよう切に期待をいたしております。西予市は基幹産業が第1次産業を中心とした、全国的に見ても財政的には厳しい町であります。もちろん財政力指数が高いにこしたことはありませんし、自主財源材はできるだけ多いほうがよいというのはだれしも思うことでしょう。その生い立ちが四国西南地域の5つの町が合併したのでありますから、産業が発達して人口が集中した市とは全く違った性格を持っているのであります。

しかし、そのような中でも、市民が安心して暮らせるまちづくりのために、国や県の補助事業をうまく利用しながら、経済的發展には恵まれなくても、誇りを持って暮らせていくことができ、また住んでよかったという西予市を理想に持ちながら将来につながる努力はしていかなければなりません。世界じゅうがどん底の経済から立ち直ろうとどこも必死で知恵を出し合っている今日ですが、我々も身近な一つ一つの問題を真剣に取り組んで解決しながら歩んでいきたいと考えて、次の4つの質問をいたします。

まず初めに、高速道路松山道大洲北只から西予宇和間の無料化について伺います。

景気刺激対策で今春より全国の高速道路の土日、祝日の利用料金が、乗用車は一律1,000円となりました。それにより交通渋滞が起こったり、土産物の売り上げが上がったりと一定の効果があらわれているようであります。これは高速道路の通行料金が高いため、利用したくても利用できないということがこれまでであったためだろうとも言えます。松山道の大洲北只から西予宇和間の利用料金は、ETCをつけない乗用車の場合550円と非常に割高感が強く、そこまでの料金を支払ってまで利用するという場合というのは、限られていると思います。通常宇和町内からだと利用を避けて、大洲インターチェンジから高速を利用する人が多いようです。せっかく西予宇和インターチェンジまで開通しましたが、西予市内で利用したり恩恵にあずかる人は、インターチェンジ以南などの一部の住民ということになります。近い将来、西予宇和から宇和島間が開通したときのことを考えると、大洲北只から西予宇和間が有料の

ままである場合、西予市にとっては極めて不利益が予想されます。西予市民にとっては割高感があって、しかも松山道の一部だけが有料であるため、利用勝手が悪く、また企業立地を考えたとき、高速道路利用料の観点から見ると、大洲より南に行く和西予市までは料金が必要だが、西予市以南は無料であるため、どこでも条件が同じということになり、鬼北町や宇和島市のほうが地理的に有利になることなどが考えられます。我々西予市民にとってみれば、この高速道路がどれだけ有効に利用できるかは、西予市の将来を左右すると言っても過言ではありません。高速道路の建設を優先する余り、高速道路体系やどうあるべきかの議論が後回しにされてきたとの指摘はありますが、今の全国的な高速道路利用料金値下げの傾向の中、いびつな料金体系である大洲北只から西予宇和間の利用料について、愛媛県の南予活性化対策や愛媛県市長会、四国縦貫横断自動車道建設促進協議会等の関係組織を通じて無料化に取り組んでいくことができないか、理事者の考えを伺います。

次に、商店街の空洞化対策について伺います。

宇和町商店街のみならず、野村、三瓶の商店街でも商売をやめ、店を閉めている、あるいは空き家になっている店が目立ち始めてきました。西予市の中心部卯之町駅前ですえ建物が朽ちて、更地にされました。このままでは商店街は衰退していく一方ですが、それを食いとめる対策や活動、支援を市としてどう考えているのでしょうか。自動車社会となった現在、昔からの商店街が衰退する傾向にあるのは、全国どこでも同じで、卯之町地区においても駐車場や空き地が急増し、商店が激減しております。これは商店街で商売が成り立たなくなったことによるものであり、直接的な原因は、広い駐車場を持った大型店の出店によることは明らかなことです。

そこで、商店街で頑張っている人への支援としては、駐車場確保のため、商店街の空き地になっているところを市が安いコストで駐車場として確保させてもらう施策などはできないでしょうか。

また、商店街の中で建物が朽ちて、今にも壊れそうなところもありますが、持ち主の都合により放置されている建物に対して、行政で解体の支援等を行い、その後一定期間駐車場として有利な条件で市が借りて市民に開放することはできないか

と考えたりもします。

また、商店街再生のため、駐車場を確保して、西予市産材で商業施設を改築する場合などへの支援はできないものでしょうか。

そのほか、今後商店街はこのままではますます衰退していくことが予想されますが、それに対する対策やまちづくりの考え方についてお伺いいたします。

次に、後継者のいるまちづくりについて伺います。

西予市の人口も合併後あっという間に4万4,000人を下回り、それは少子・高齢化が最大の原因ですが、人口流出によることも大きいと思います。そのための対策として、企業誘致や住宅施策、後継者に対する利子補給制度などを西予市は実施されていますが、まだまだこれで十分な効果を上げるには至っていないようです。後継者というのは、仕事にかかわらず、一定一家の跡取りという意味で、昔はどの家にも跡取りがいて、家を継承する習慣があったのですが、最近はそのようなことも重要視されなくなっているようです。跡取りがいれば、人口の激減とか高齢者だけの暮らしを少しでも緩和できると思いますが、近年は都会に出た子や孫が田舎に帰ってこない、生まれ育った町を見捨ててしまうような社会になってきているのかもしれない。

そこで、農林水産業などの第1次産業の担い手や商工業やサービス業等においても後継者が西予市にUターンして帰ってこれるような支援はできないでしょうか。一例を挙げると、Uターンしてきた後継者に対して、親と同一敷地で生活することを条件に住まいの整備を支援するとか、教育費、保育費の一部を免除する、あるいは一定の期間市の職員として採用する、住民税の一部を免除するなどの施策があるのではないかと思います。親子の関係が希薄化し、子が親の面倒を見ないという風潮が広がりを見せている現状では、高齢者世帯が増加していくことが容易に推測され、それが現実となってあらわれている一つの町が西予市とも言えるのではないのでしょうか。これは過疎地域の宿命でもありますが、少しでも衰退を防ぐ手だてがあるのであれば、取り組んでいかなければならないと思っています。理事者の考えを伺います。

最後に、旧宇和町小学校の重要文化財指定とそ

の活用について伺います。

米博物館として利用している旧宇和町小学校は、ぞうきんがけレースなどに利用され、それなりの知名度を有しておりますが、開明学校などのような重要文化財の指定を目指す考えはないのでしょうか。重要文化財となると、松本市の開明学校を初めとして岡山県の閑谷学校、長野県佐久市の旧中込学校、静岡県松崎市の岩科学校など大変ハードルが高いものであり、開明学校が重要文化財であることが、どれほど関係者の情熱があったか、敬意を表するところであります。旧宇和町小学校は、合併前に今の場所に移築し、宇和町民が大切にしてきたものではあります。まだまだ活用の方法はあると思われ。全国的には古い木造校舎を保存しているところはたくさんあり、それぞれの町の思いで維持管理されております。旧宇和町小学校は、明治維新から学制発布という時代の流れを受けて、歴史の宿命によってこの地に誕生した木造学校建築であります。その活用を図る中で、スポーツクラブ等の合宿や学童保育にも利用したりもしました。旧宇和町小学校の場合、米博物館としての活動だけでなく、もっと他の保存されている木造学校との連携などをして、次のステップへの活用があるのではないかといつも思っております。長い第一校舎の廊下のみならず、講堂の大空間を構成する屋根の木造トラスなど、これは見学することもできるものであります。歴史的建築物としての価値も高いのではないのでしょうか。それらが余り知られずに放置されている思いがするので、一般市民への公開や木造校舎建築としての学術的他の木造校舎との交流などを調査研究し、市民にイベントなどを通じて広めていくべきじゃないかと思うのですが、今後の活用をどう考えているのか、理事者の考えをお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、松山議員の4つの質問のうち、第1点について私のほうからお答えをさせていただきます。

このご質問については、高速道路松山道大洲北只西予宇和間の無料化についてということでございますが、この区間は高速自動車国道四国横断自

動車道愛南大洲線の一部として、平成16年4月17日に開通した区間であり、大洲市街地の一般国道56号大洲道路を經由して、高速自動車国道四国縦貫自動車道、松山自動車道でございますが、に接続する路線であります。

なお、大洲北只西予宇和間は、平成5年11月19日付で、当時の建設大臣から有料道路としての施工命令を受け、当時の日本道路公団が整備をした有料区間であり、高速自動車国道の整備に先駆け、昭和55年から大洲市外部の渋滞解消を目的とした一般自動車専用道路として国が整備した大洲道路の無料間が接続する形態をなしています。

また、西予宇和から三間宇和島北にかけてもそれぞれ施工命令が出た平成10年4月及び12月の段階では、当時の日本道路公団が施工主体である有料道路方式であったのですが、平成16年1月30日付で高速自動車国道法5条の規定に基づき整備計画が変更されまして、施工主体を国土交通大臣とする、いわゆる新直轄方式となりまして、その結果、当区間が無料区間となり、接続する一般国道自動車専用道路、宇和島道路ですけれども、を含めると、西予宇和から南の基本計画区域については無料区間となったものでございます。

以上の結果、四国縦貫自動車道の大洲より南では、大洲北只から西予宇和間のみが有料区間となる特異な形態となるため、当区間利用者の割高感が避けられない状態でありまして、これも議員のご指摘のとおりでございますが、愛媛県でもこの点については、国への改善策を要望されておりますけれども、問題点が多く解決には時間が要すると思われまます。ご質問にあります当区間の無料化については、当区間が道路整備特別措置法等の規定に基づきまして、日本道路公団、当時でございますが、の行う有料の高速自動車国道の新設事業が整備されたため、法の改正と、これは国土交通大臣への管理移管という型になりますが、なされない限り、無料化は現段階では困難と思われております。ただし、山陰でも同様な区間がありますし、さらに今後新直轄事業等で高速自動車国道が施工されると、国内で同様な区間が発生する可能性がありますので、全国規模で歩調を合わせるため、私どもとしても愛媛県を通して国へ改善案を検討していただきたいとこのように思っておりますと

ころでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 松山議員2点目の商店街の空洞化対策についてのご質問にお答えをいたします。

中心市街地商店街の空洞化現象につきましては、全国的な傾向となっております、都市、地方部を問わず市街地内の販売額、売り場面積ともに減少をし、また市街地内の居住人口や歩行者通行量も同じく減少の傾向となっております。

その主な原因といたしましては、1つ目には、大型商業施設の郊外への移転、立地、2つ目には、自動車の進入アクセス交通環境の不備、3つ目に、中心大型店や文化公共施設等の郊外への移転、4つ目に、市街地内の集客と回遊性を高める施設や環境整備の不足等が指摘をされているところでございます。平成19年3月策定の宇和地区中心市街地活性化基本計画における市民調査によりますと、約8割の方、83.2%、377人ですが、商店街に魅力を感じていない状況となっております。その理由では、1つ目に、魅力ある店舗が少ない、これは74.5%、2番目に、空き店舗が多く活気がない、これが56.2%、3番目に、1カ所で買い物ができない、これが46.9%、4番目に、駐車場がなく不便、これが42.7%、以下、品ぞろえ、商品の価格、閉店時間などの理由が上げられております。こうした状況を踏まえ、市といたしましては、商店街の魅力と利便性を一層高めることにより、集客力の強化を図るため、野村・三瓶地区では、中心市街地活性化計画に基づく拠点づくりとして、乙亥の里、みかめ海の駅の建設に努めてきたところでございます。宇和地区におきましても、現在商店街卯之町町並み整備事業を進めており、カラー舗装、道路改良、案内板、トイレ改修等の整備を図っているところであります。駐車場の確保に関しましては、卯之町地区では、昨年度地元商店街等の強い要望もありまして、旭町駐車場を確保するなど、現在計4カ所の駐車場、96台分を確保し、地元管理組合において管理運営を行っているところであります。野村乙亥の里でも、通常分で57台の駐車場を整備いたしております。ご質問のとおり

り、市内商店街周辺においても、空き地、空き家等がふえつつあります。これらのスペースを整備活用していくためには、土地の購入または賃借料など一定以上の経費負担が生じてまいります。

また、整備後の管理運営体制の確保が必要となりますので、この点では、地元商店街などの協力体制も必要となってまいります。商店街の店舗の多くは、敷地面積が狭い、借地、借家利用が多いなどの課題も多く、その立地条件や規模、利便性、安全性なども含め、個々の実情に合わせた対応が必要と考えております。

また、先ほどの魅力ある商店街づくりの観点では、例えば空き地を駐車場として利用するだけではなく、新たな集客機能や魅力ある店舗等の導入、立地など民間活力による活性化の方向性も重要な課題であると考えられます。このためには、商工会が窓口になって事務を行っていただいております各種融資制度や補助事業等を活用した店舗や事業での事業展開も可能ではないかと考えております。こうした状況も踏まえまして、商店街における空き地利用、駐車場等の整備計画につきましては、より一層の充実化を図るべく地元商店街や商工会と連携しながら個々の事案に対しまして、総合的な観点から検討を進めてまいりたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長 別宮副市長。

別宮副市長 松山議員の後継者のいるまちづくりにつきましてお答えをいたします。

ご質問が大変多岐にわたっておりますので、この制度上難しいものと思われるもの、法的に困難なものもあることもご理解をいただきたいと思っております。

最初に、農業後継者の支援でございますけれども、農業の担い手の支援策として、現在農業を希望する若者が農業大学校等へ就学し、研修を行うために財団法人愛媛農林漁業担い手育成公社からの資金を借れる償還に対して支援するなどの次代を担う若い農林漁業就業促進事業等の事業を積極的に実施をして、その償還につきまして、市から2分の1の支援を実施しております。

また、新規参入する人に対しましては、就農がスムーズにできますように、3カ月以上2年以内

ということで、先進農家等への研修支援、これを営農インターン推進事業というわけですが、この事業等にも積極的に支援をいたしておりますところでございます。

就農して後継者となってからでありますけれども、近代化資金利子補給、さらには農業経営基盤強化利子補給事業等を実施をし、さらに農業後継者協議会等の組織に対してもさまざまな支援を実施をしているところでございます。

次に、商工業の現状につきましては、先ほど答弁がございましたけれども、商店数、従業員者数、さらには販売額も年々減少しているという現実がございます。こうした中でございまして、市といたしましては、各種融資、利子補給制度等により、個々の経営支援対策を講じているところでございます。このうち西予市商工業振興資金利子補給金におきましては、後継者対策枠を設けておりまして、利子補給額を通常の1%以内から2%以内として別途支援をいたしておりますところでございます。この制度の利子補給対象者は、平成20年度実績で申し上げますと、69名中、商工後継者が対象者が33名ございまして、約半数近い状況となっております。今後もこうした融資、利子補給事業を中心に市内商工業の経営安定と振興支援に努めてまいりたい、このように考えておるわけでございます。

また、子育て等の支援につきましては、保護者の就労形態への対応の支援、援助を行うため、私立保育所への運営委託や公立保育所の運営に努めておるところでございます。

また、平成20年度からは3歳から就学前の幼児に対する通院分の医療の無料化、また保護者負担の軽減に努めておるところでもございます。

定住支援につきましては、旧野村町及び旧城川町におきまして、Uターン者を含めたふるさと定住促進に向けての各種補助金の条例要綱が制定をされてございまして、これを暫定施行してありますが、各補助金の見直し等評価や効果を検証するために、過去3年間に補助金交付対象となりました市民の皆さんにアンケート調査を行いました。その結果、UターンまたはIターンされた新規転入された方に対しまして、その定住に対する奨励金の効果につきましてアンケート調査を実施をいたしました結果、余り定住促進には影響はなかったと答えた人が大変多ございました。そうい

うことがございまして、平成17年度をもちましてこの定住促進関係の補助金制度の条例が廃止をされた経緯はご案内のとおりでございます。したがって、後継者のいるまちづくりにつなげるためには、地域資源を生かした地場産業の振興支援、さらには、企業誘致等による就労の場の確保、定住住宅の整備、さらには、安心して子育てができる環境整備、こういったことがより効果的ではないかということを考えておるわけでございます。したがって、関係機関団体が連携をいたしまして、横断的に地域の振興策に取り組むことが非常に肝要ではないかと、このように考えておるわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 森教育長。

森教育長 松山議員4点目、旧宇和町小学校の重要文化財指定と活用についてご質問にお答えをいたしたいと思っております。

現在、米博物館として活用いたしております旧宇和町小学校につきましては、西予市全体の地域振興にとって欠くことのできないものであり、多くの市民の皆様がその効果を期待されているところでございます。

しかしながら、これまでの文化財保護に係る行政活動のあり方は、全国的な傾向といたしまして、保存に傾注し、活用が軽視されてきたように思われます。その要因の一つといたしまして、文化財保護は、基本的には教育委員会の所管事務であり、地域資源としての文化財の活用は、観光行政であるといった縦割り行政の弊害による今日の実態は否定できません。改めて西予市の地域づくりのあり方といたしまして、商工観光課とも連携をとりながら、保存と活用方法について真剣に取り組んでいきたいと考えています。

まず、重要文化財としての指定を目指す考えはないかとの質問でございますが、重要文化財としての指定要件のうち、現地保存ではなく、移築したことがいかに評価されるのか。また、移築の過程でどこまで原型が保持されているかなど、専門家の調査を含めて検討をする必要があるかと思っております。近々宇和町卯之町の町並み保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定申請すると文化庁との連携が深まってまいりますので、時期

を見て検討していきたいと考えております。

次に、米博物館を超えた次のステップでの活用があるのではないかとのご質問でございますが、確かにその観点は大切なことだと認識いたしております。ご指摘いただきました講堂の木造トラス工法は、生きた木造建築技術を学ぶ場としても貴重なものであり、これまで広く一般に周知活用できていなかった点は、これまでの学芸活動を振り返り反省すべきところであります。文化財に求められる基本的な使命は、原型を適切に保持し、管理することにあります。そのこと以上に大切なのは、文化財の活用を通して、地域の生活文化を学べる学芸活動をいかに展開していくであろうと思っております。これまで米博物館として活用してきました木造校舎等は、既に21年を経過しております。米にかかわる資料展示も開設当時のままで、文化の里としての施設の位置づけにも課題を残しています。まだ確たる施策として提起できる段階ではございませんが、前に申し上げたとおり、町並み保存地区の選定を機に、文化の里全体のあり方について検討する時期に来ているのではないかと考えています。できればこうした取り組みの中で、旧宇和町小学校校舎の保存と活用について再考してまいりたいと考えています。

以上、答弁といたします。

議長 7番松山清君。

7番松山清君 各種答弁いただきましたけども、二、三、ちょっと追加して質問させていただきます。

高速道路の無料化の問題につきましては、市長の答弁のとおりだと思っておりますが、大阪で橋下知事が誕生しまして、国の国交省の事業に対して地域の負担分をなくせというような主張をされて、全国的にそういう声が高まってきたというのが最近起こったわけでございますけども、やはりそうやって声を出さない、地方から声を出さない、国のほうもそういった要望を吸い上げてくれないという現状があるかと思っております。それで、振り返って考えてみますと、西予宇和までは合併前に開通いたしました。ちょっとおくれれば、これも新直轄方式で無料になったんじゃないかという、そういう可能性もあったんじゃないかということも考えたりいたします。それで、同じような

事例は、先般愛媛新聞の報道でもありましたが、ほかにもあるようでございますので、そこらとやっぱり連携をとりながら、答弁のとおりだと思いますけども、全国的にやっぱり連携をとって、国のほうへ強く西予市の声あるいは南予の声、あるいは全国の声を伝えていっていただきたいと思うわけでございます。

それと、商店街の活性化対策ですが、これは大変難しい問題でありますし、今から活性化というのが本当に正しいのかどうか。本当に現実的にできるとすれば、今道路の舗装が完了しましたわ、こういったことじゃないか、あるいは街路とかそんなことじゃないかというふうに思うわけであります。もう既に商店街が商店街としての役割を終えている部分も宇和、野村、三瓶ともに出てきまして、そうなったら、次はもう、住宅街としてのきちっとした形にしていかなきゃならない、私はそう思うわけであります。先般、山本公一先生が西予市に来られたときに商店街を見られて、やはりもっと工夫をせよというようなことを言われて、国にもいろんな補助制度があるんで、そういう補助制度を利用して私たち議員に対してもっと勉強しなさいというようなことを、東京に来て勉強しなさいというようなことをおっしゃられまして、それもそのとおりで、私も反省したわけでありますけども、そういったことに対する取り組みも、市のほうとしてもやはり国の制度があるようであれば、どんどん活用していかなきゃならないと思うわけです。今のままほうっておいたんでは歯抜けになっていって、これはゴースタウンみたいになってしまうんじゃないかと思っておりますので、次の新たな方向性をいち早くやっぱり見出して、それに向かって時間はかかることですので、方針を立てて、そういった国の施策等があるんであれば、その事業を取り組んでいくという努力を理事者のほうではしていただきたいというふうに思うわけでございます。

それと、後継者の問題につきましてですが、ただいま今いろんなやられておること、子育て支援みたいな話も含めてされたと思っておりますが、例えば鬼北町では、土地開発公社が年齢によって住宅地の値段を変えているといったようなユニークな、これは独特の施策だと思うわけですけども、土地の販売価格を変えて、若者の定住をＩターン、Ｕターンを促進しているといったような施策がある

わけでございます。そういうことがあるので、やはり後継者対策というのは、やっぱり市が、町が衰退しないための非常に重要な施策と思っておりますので、それについて真剣に西予市独自の施策を展開できるよう、理事者のまたいろんな知恵を絞っていただきたい、そう思うわけでございます。

以上でございます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、松山議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

高速道路の無料化の絡みについての再質問については、ご質問のとおり、連携をすべき地域も私ももあるかと思っておりますので、その連携については、前向きにやっていって、声を町から出していきたいと思っておりますのでございます。

商店街の活性化の問題については、これも松山議員も質問をされながらなかなか難しいという認識も含めながらのご質問だったとこのように思っておりますが、一つの商店街の役割を終えておるんじゃないかという認識は、確かに一側面私もあると思っております。そういう中で、商店街がしかなない町はどうなのかなということを考えたときに、町として、やはり市という一つのことを私どもはしたわけでありまして、その観点の中で考えますと、非常に寂しい状態になる。したがって、商店街の活性化はやはり必要であろうとこのように思いでありまして、国の施策も、例えばまちづくり交付金等々いろいろありますが、これも使いやすい制度であります、これは国交省に入りますけども。そういう一つの施策を取り入れることも非常に重要だと思っておりますし、それもまた知恵の出どころであろうと思っておりますが、その辺も今後一生懸命努力をしながら、ともに議員の皆さんのお知恵もいただき、地元の商店街の皆さんのお知恵もいただいてやっていきたいと、こういう考えも持っております。

後継者問題については、独自の施策というのは、常々地域地域にやっておられると思っておりますし、すばらしい施策があるところについては、見習う必要もあるとこのように思っておりますのでありまして、私どもも手をこまねいておるわけでありません。いろいろな後継者施策も今までもやってきておりますし、今後もやるつもりで

おります。そのことについては、ご指摘のとおりで、ともにやらせていただいたらとこのように思っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 以上で一般質問を終結といたします。

(日程2)

議長 次に、日程第2、議案第95号「西予市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例制定について」から議案第101号「西予市明浜特別養護老人ホーム運営基金条例を廃止する条例制定について」までの7件を一括議題といたします。

これより本案7件に対する一括質疑を行います。

質疑は大綱の質疑のみをお願いいたします。

2番二宮君。

2番二宮一朗君 議案第98号「西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について」この件に関して、私自身昨年9月の定例会におきまして質問させていただいた経緯もありまして、何点か質問をさせていただきたいと思っております。

9月にいただきました答弁のときに、調査研究中所であるということと、老朽化した建物については取り壊したりとかということも考えていると。そして使用できるものについては、手を入れて使用し、かつ一般転用をするという考えがあるということとを答弁をたしかにいただいたと思っております。今回ここに条例が出てきたということは、それが終わったのかなと、私自身は認識をしておりますので、その中で大綱ということでありまして、何点かお聞きをしたいと思っております。

先ほど申しました調査の結果で答えていただける範囲の分の戸数であったり、その地域ですね、宇和にはありませんけど、それ以外の4町にある地域で何戸数が使用できるのかということ、2点目は、今回の改正にあります教職員の方以外でも市民の皆さんが1年以内であれば入居ができるというふうなことに對して、この申請の窓口はどこなのかと。市営住宅であれば建設課でありますけれども、今回教職員の宿舍の場合、教育委員会のほうに申し込むのかどうかという点について、それと家賃の決定方法について、4つ目に、

入居期間1年を超えない期間の一時的な入居に限りとありますけれども、これはどういうふうにとらえたらいいのかと。例えば、市営住宅に申し込んで、それまでのつなぎの間の期間ならいいですよとかという意味なのか、または、例えば教職員の異動が1年なので、こういう文言になつてくるのかなとは理解するんですけども、1年を超えてもあいとつたらそのまま継続していいですよということのところのちょっと判断がこの条例では私自身はつきにくいなと思っておりますので、ご説明をお願いしたいと思っております。

議長 森教育部長。

森教育部長 二宮議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目でございますが、教育職員宿舍の数でございますけれども、教職員宿舍全部で81戸ございます。そのうち現在入居してあるが34戸、空き家が29戸ございまして、差し引き18戸は今後取り壊しをすべきと考えております。

地区につきましては、明浜地区に19戸、宇和地区ゼロ、野村地区20戸、城川地区29戸、三瓶地区13戸、合計81戸でございます。

1年以内の利用の申し込みの窓口はどこなのかということでございますが、教育委員会でございます。

家賃の決定については、条例に従って徴収いたします。

それから、1年以内のこの縛りがあるのはどうしてかということでございますが、教職員の異動等を考えて1年以内と。満杯に貸し出すことは極めて危険であると。教職員がいつも利用ができる態勢は保持しておくという考え方でございます。

以上でございます。

議長 質問は大綱のみをお願いをしたいと思います。

2番二宮君。

2番二宮一朗君 ちょっと大綱のみという意味がどの辺になるか、ちょっと初めてなんで理解しにくいんですけども、だめなものはだめと言っていたらと思っております。

今ご答弁いただきました中でちょっと1点だけ。家賃の決定について条例に定めるところとい

うことで、この教職員のほうの条例でよろしいんですか、市営住宅じゃなくて。そういう意味ですか、そこだけお願いします。

議長 森教育部長。

森教育部長 市営住宅の条例ではございません。

以上です。

議長 質疑はありませんか。

12番沖野健三君。

12番沖野健三君 議案第99号の「西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について」お尋ねしますが、今回宇和球場と野村球場について、夜間照明料を1時間400円徴収するように条例改正されるようですが、何十年にわたってこの照明料というのは取ってなかったんですけども、今回この条例改正に踏み切りたいきさつというものをお教えいただきたいと思いません。

それともう一点、1時間400円という点についてもお尋ねいたします。

議長 森教育部長。

森教育部長 まず、沖野議員のご質問ですが、条例、1時間400円についての根拠でございますけれども、これについては、他の徴収します体育施設と関連して決められたものでございまして、宇和球場については、使用料を利用者の負担として、会場の使用料を取る場合と取らない場合とによって時間の徴収料金が違うように条例で縛っております。

もう一点のこの条例改正に至ったいきさつでございますが、ご承知のように野村球場に照明施設がございます。球場としての照明施設がございます。宇和球場には簡易の照明施設がございます。後援会等野球 宇和高校とあるいは野村高校がそれぞれ使っていただいておりますけれども、他の社会体育施設、体育館でありましたり、運動場については、それぞれ条例に従って体育協会あるいはそれぞれの利用団体が有料で使用をさせていただきます。他の施設との公平性を保つために今回

こうした措置を講じるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 12番沖野健三君。

12番沖野健三君 私はこの夜間照明料を徴収することに対して反対をするものではありませんが、あえて言えば、夜間照明については、100%野村高校野球部と宇和高野球部が使用してるんじゃないかと思えます。私も一高校野球ファンとして、この西予市内の高校から甲子園に出場できるような高校が出たらいいなというように願っておりますのでありますが、今後徴収することによって練習時間が短縮されて、子供たちの夢、高校野球ファンの夢がとられても困るなというように思っております。この点について今後総務委員会で審査されるようではありますが、できるだけ寛大の措置を、措置というのはおかしいですけども、減免の措置をしていただけることをお願いしときます。

それから、1時間400円については、公平にということを言われましたが、設備が同じであれば、私は公平でもいいと思うんです。けども、部長が言われる、今まで取ってるというのは、宇和町の多目的広場なんかは、確かに30分200円で1時間400円を徴収しておりますが、しかしながら、宇和球場と多目的広場、野村球場の施設を見た場合に、設備に大きな差があります。もちろん使用電力も違うと思います。これについて同じ400円の料金を設定するということに対しては、非常に私は少しおかしいんじゃないかという気はしますので、この点についても総務委員会で審査していただきたいと思えます。もう答弁は要りません。

以上です。

(日程3)

議長 次に、日程第3、議案第102号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」から議案第105号「市道路線の認定について」までの4件を一括議題といたします。

本案4件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程4)

議長 次に、日程第4、議案第106号「平成21年度西予市一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

10番元親君。

10番元親孝志君 1点目ですが、補正予算の編成の仕方についてお伺いしたいと思いますけれども、今回の6月補正は、歳入歳出それぞれ2億779万8,000円を追加し、総額248億4,798万円というふうになっておりますが、これは今回の補正総額が2億779万8,000円ということですが、先日の全協での説明、地域活性化交付金事業ですが、これが最終日に追加議案で提出されるんじゃないかという話を聞くんですけども、出てこなければ構わないんですが、今回の補正が2億円で追加が9億5,000万円ということになりますと、我々すると9億5,000万円のほうが重要じゃないかなという思いがあるんですが、9億5,000万円がなぜこの予算書の中に載せることができなかったのか、それをお伺いしたいと思います。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 この件につきましては、もう要するに端的に申しまして、時間的に余裕がなかったということでご理解を願います。

議長 10番元親君。

10番元親孝志君 確かに厳しい時間的制約はあったと思いますが、ただ定例会18日に開催をされて会期13日で30日終了でございますが、時間的に制約があるのであれば、会期を、例えば25日開催で7月にまたがってもいいんじゃないかなという思いがするんですが、そういうことは現実に考えられないわけですが、お伺いしたいと思います。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 その点につきましては、我々行政側がどうこうするわけにはまいらないと思っております。当然これは議会運営委員会の中

で議事日程が定められるものでありますので、その議会運営委員会の中で決められた事項であろうかと思っております。

議長 10番元親君。

10番元親孝志君 今の件、わかりました。

それでは、本題に入らせていただきたいと思いますが、予算書の28ページ、3目農業振興費についてお伺いしたいと思います。

この節の分ですけれども、小規模高齢化集落支援事業補助金33万円というのがありますが、まずこの総額が幾らで、今回の33万円の内訳をまずお伺いしたいと思います。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 農業振興費の小規模高齢化集落支援事業の33万円でございますが、この分につきましては、遊子谷地区集落連携促進協議会がございまして、2集落、上川集落、泉川集落でございます。その補助金事業費が66万円ございまして、国庫補助が33万円、市補助が33万円として、協議会へ直接補助が33万円でございます。その負担金補助金の交付金として33万円を計上しとります。

議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午前11時22分）

議長 再開いたします。（再開 午前11時23分）

同一案件につきましては、質問は3回までということになっておりますので、ご協力をお願いいたします。

10番元親君。

10番元親孝志君 この議案についてはこれで2回目の質問だと思いますので、させていただきたいと思いますが、この事業の、私はこれ文言を解釈しますと、小規模高齢化集落支援事業、これは今西予市にとって最も重要な事業ではないかなと私は個人的に思っております。先ほども一般質問にも限界集落等々の話もございましたが、今西予市に限らず全国の中山間地域というのは、この限界集落をどうするか。それはひいては、小規模

集落をどうするかということに行き着くと思うわけですが、今回の先ほどの交付金事業9億5,000万円の中で、私はこういったところに手厚く支援をしていただけたのかなというふうな期待をいたしておりましたが、昨日の内容を見ますと、どうもそうでもないようなことになるとるわけですが、ただ私個人的に懸念することは、西予市が合併をして今6年目になりました。合併前に住民の方が一番心配されたことは、合併したら周辺地域が寂れると、非常に根強い抵抗がありました。そしてそれから6年が経過して、今集落を見たときにどうかと言いますと、これは住民が心配されたとおり、非常に活力が低下してある、これは私だけの認識かも知りません。そこで、こういった事業を通して、私はぜひ予算化していただきたいということが幾つかありますので、それ申し上げたいと思います。

今回の交付金事業を適用されるのもええし、あるいはまた国の集落支援費制度を利用されるのもいいと思いますが、私は、まずこの西予市の合併後の今の現状をできれば小学校区単位27地域において、集落支援費制度等も用いながら、徹底的にその現状どうなのかと、そして今後の課題、解決策というものを検討していただきたい。そのための人件費を組んでいただきたいという一つの思いがあります。

それからもう一つは、今集落、どの集落を見ても耕作放棄地というのが非常に目につくようになりました。こういったものを今後どうするかということでございますが、今の緊急経済対策事業の一つの目的として、やはり人を雇用して、この耕作放棄地をもう一回人間の手を加えてみて、それが農地に再生できるものは農地に戻す、できないものは、やはり今のクヌギですとか、ケヤキといったものを植えて、やはり集落の景観保全をする、そういったための緊急雇用対策をしていただくようなことはできないのかというのが2点目にあります。

それからもう一点は、西予市がことしから取り組まれますバイオマスタウン構想というのがあります。これはこれからの事業ですから、いろいろ言えないわけですが、そういったものを考えたときに、やはり西予市でできることっていうのは脱化石燃料、そうすれば、単純な話、例えば炭窯の復活に補助金を出していくとか、あるいは木質ペ

レットによるストーブに対して助成金を出して西予市で1,000台ぐらいの木質ペレットによるストーブを導入するとか、そういった事業の予算を組むとか、そういった何らかの大きい予算化が今回我々住民は非常に期待してたんじゃないかなと思うんですが、若干33万円ではいささかがっかりなんですけども、そういったものに対する考え方に対しての答弁を求めたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 まず、元親議員の今の小規模集落支援事業についてのまず問題から話させていただきます。

これは、私が直接農林水産省の局長と話した段階でいただいたあれでございまして、これはどういうことかといえますと、農林水産省で中山間地の直接支払制度がある。農地・水・環境保全対策事業がある。しかし、その中で私どもが一番問題にしておるのは、限界集落問題の中で耕作放棄地等々含めて大変な状態でありますよという話を直接農林省の局長にさせていただきました。そのときに、実はこういう事業があって、集落間で困っておるところにお互いが助け合う制度の国の事業があるんだよと、そういうことでこういうことを取り組んでもらえんのかなという局長のほうからありまして、それこそ私はやりたいということでこれをとってきた事業でございます。だから、今元親議員の趣旨と非常に合っておるわけですが、そういうことを直接国の中ではいろいろな制度があります。そういう制度を、これは今回はちょっと1カ所だけしかまだ、私もモデル的なとこしかまだようやっておりますが、そういう制度性があるということも十分私ども勉強しなくてはいけないということでありまして、これを突破口に、またいろんな制度を私は入れていきたい、そういう思いであるわけでありまして、まだまだこれは練習台、このような意味の予算だと思っただきたいと思っただけでございます。

それと言われました3点のことでございますけれども、今の現状の分析等々含めて私どもも今限界集落問題をしっかりやっていく中で、政策秘書室を中心として案をつくっておる段階でありまして、それでモデル集落等々の案もつくったり、先

ほどもお話ししました一般質問の中に答えもさせていただきました生き活き集落の要綱も今つくっておる段階でございまして、そういう市単独の形もつくっていこうということに流れをやっております。そういう中の人件費でございませけれども、今回も集落支援費制度を活用して、3人ぐらいます雇うことを考えていきたいなど。これは国の特別交付税の対象になるということにもなりまして、それもやっていきたいと思っております。

耕作放棄地の問題でございませけれども、これは非常に西予市の中でも耕作放棄地が多く出つております。その限界集落の問題も含めてこれも大事な問題だと思っておりますが、その中で皆さんもご案内のとおり、一般農地法の改正がありました。農地法の改正の今回の大きな流れの中では、耕作放棄地をどうするかということにあります。その耕作放棄地に対して、国のほうの流れの中では企業も入れていくというよう考えも、今回の農地法の中に色濃く出ておりますけれども、それも大事だと思っておりますが、私どもの地元としては、その地域の中でもう一回活力をつくる、あるいは誇りを持っていただくことによってそれが解消する流れになる可能性があるという強い思いの中でこの限界集落問題を私はやっていきたいという思いをしておるところでございます。

次に、バイオスタウン構想でございませますが、これはことしバイオスタウン構想を西予市の中で年度末までにはつくって皆さんにお見せしたい、そういう思いでございませ。そういう中で、今ほど一つのいろんな事例が出てくると思っておりますが、木質のペレットの暖房もその一つの大きな問題だと思っておりますし、またひとつ一歩進みますと、例えば公共下水、農集の終末処理場等々のいわゆるメタンガスを利用した方向の中のもう一ついろいろなバイオスタウン構想の中でやれる可能性もあるんじゃないかと今、また私個人として模索をしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長 10番元親君。

10番元親孝志君 続きまして、10目の農村環境保全向上活動支援事業費についてお伺いをし

たいと思っております。

これは非常に私といたすばらしい事業だというふうに思っておりますが、中身のほどはわかりませせん。そこで一つお願いというんですか、申し上げたいんですけれども、明浜町ですとミカンのすばらしい段々畑がありますし、野村惣川に行きますと、いまだに昔の棚田が残っておるところがいっぱいあります。こういったものを地域の農業文化遺産として、あるいはまた景観の保全としてこういった事業が適用できるのではないかなと私は思うんですけれども、こういったものを地域でこういったエリアをこの予算で保全していきたいというふうに市のほうに要望をした場合、市はこういったことに対して前向きに取り組んでいただけるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 この農村環境保全向上活動支援事業でございませが、集落活動組織が実施する農業施設の維持管理、農村景観の保全活動費を管理対象面積に応じて交付する事業ということになつておりますが、私はこの事業について詳細して、わかっておりませので、暫時休憩させていただきます。後から報告させていただきます。

議長 20番梅川君。

20番梅川光俊君 1つだけ質問させていただきます。

所管でございませので、関連という形の中で質問をさせていただきます。

公有財産購入費このことに関しましては、積極的に私は賛同するものでありますけれども、明浜漁協が10年計画という形の中で、それを再生をしていくという形の中でやられております。その中で、今のそういうどういいますか、団体というのに関しては、コンプライアンスの遵守とか、そういういろんな形が出てきておりますけれども、この2件の公有財産購入費に関しまして、10年間の漁協の再生、その中では役員さんが苦勞されていると思うし、それから組合員さんも多額の負担があるんだろうと思っておりますが、その中で県漁連がどのようにその10年間の計画の中でか

かわっておいでなのか、そのことだけお聞かせ願いたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、梅川議員の質問についてお答えをさせていただきます。

公有財産の購入をまずすることについては、ご理解をいただいたとこのように思って、そういうご発言だとは思っておりますが、非常にありがとうございます。これは、私どもが今明浜漁協がどういう位置にあるか、どういう立場にあるかということの中で早く立ち直っていただきたいという中の市としてのあり方としてどうあるべきだことについてこういう今回予算化をさせていただいておるところでございます。その中で、県漁連との関係でございますが、今ちょうど その前に、ご案内のとおり、愛媛県の漁業の政策の中でそれぞれ零細といったらおかしいですが、漁協が、小さい漁協について、やはり合併を進めようということで、愛媛県の大きな計画があるわけでありまして、その中で今明浜漁協も合併をどう進めるかということを経営員の中で考えられておるところでもございます。そういう中では、愛媛県漁連も県の考え方とともにそういう方向の中で一緒に進められていただいておりますことは間違いありません。

しかしながら、先ほどこちょっと一般質問の中でも私どもの西予市としても直貸についての支援を今回からやっておりますよといったように、信用部分等々については、大きな別のまた流れもあります。そういう流れは、やはり県漁連との絡みでやっておるわけございまして、明浜漁協についてもこの流れの中で県漁連も入ってきていただいたことには間違いありません。それ以上は、詳しいことはまた今後の課題とさせていただきます。

以上です。

議長 7番松山清君。

7番松山清君 予算書の26ページに労働費というのがございまして、そこで公共土木施設維持管理事業というのが1,186万5,000円計上されとるわけですが、これは21名雇用をするというご説明がきのうあったわけですけども、こ

の21名がどういう内訳といいますか、どういうことをされるのか。何か土木の維持管理ですから、道路とか草刈りなのか、何なのかちょっとわからなかったの、そこをもうちょっと具体的に聞きたいんですけども、この1,100万円ですと21名というたら1人50万円ぐらいということですので、期間とかそういったものもある程度限られてくるのかなというようなちょっとことがあるかと思うんですが、そういったことに関してわかる範囲でお伺いしたいと思います。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 緊急雇用創出事業の関係でございますが、21名の内訳でございますけれども、この内訳につきましては、宇和文化の里観光支援事業に2名、それから公共土木施設維持管理事業に9名、それから学校環境整備支援事業に2名、畜産産業基幹管理支援事業で5名、林道維持管理支援事業で2名、環境保全における浄化槽台帳整備事業で1名でございます。今松山議員の言われる公共土木施設維持管理事業につきましては、9名でございます。

その中の仕事でございますが、公共土木施設道路水路の管理、所管の草刈り作業を主にやっていただくことで、6カ月の雇用でございます。

議長 17番酒井君。

17番酒井宇之吉君 大きな声で、やっぱり議長が気がつかんといけませんので。

43ページ、総合型スポーツクラブは今回3町にできるようになります。あとの2町につきましては、今後設立に向けて指導される考えがとおりかどうかをお尋ねを申し上げます。城川と明浜がございません。

議長 森教育部長。

森教育部長 お答えいたします。

当然スポーツ立市構想の中に、各旧町1つずつ設立することをうたっております。現在野村町に計画をしております。年度内には立ち上がる予定でございます。当然明浜、城川、今現在予定をしております。必ず設立をいただいて、スポー

ツを通してやっていただきたいというように考えております。

以上です。

議長 質疑はありませんか。

14番藤井君。

14番藤井朝廣君 労働費の件なんです、たまたま私のほう関係ありまして、個人的な問題ですが、浄化槽の整備事業、浄化槽台帳整備事業114万3,000円ですか、これは何をされようとしているのか、お伺いいたします。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 西予市の自然環境を守るに当たりまして、生活排水を適正に処理することが必要不可欠になってきております。それで浄化槽を適正に維持管理することが求められておりますので、浄化槽の適正な維持管理が行われてない浄化槽管理者には、浄化槽管理維持の指導をする必要があります。そのために浄化槽台帳を整備していかななくては、21年度から西予市のほうで権限移譲によりまして浄化槽を見ることになっておりますので、そこらの台帳整備をしていき、指導をしていきたいというように考えております。

議長 14番藤井君。

14番藤井朝廣君 済みません。

これは愛媛県のほうの9,700万円だったと思いますが、緊急雇用対策のほうで整備することになったんですよ、もう、県内全域を。だから二重になるんじゃないかと思っておりますので、情報の後先あったかもしれませんが、私の間違いかもしれませんが、今回8月南予地区におきましては、今中予が始まっておりますが、8月から雇用されるようになりますので、ちょっとそのあたりを調べていただいたらと、こう思います。

以上です。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 議員のご指摘のとおり、調査をさせていただきまして、県のほうでそれが

やっていただけるものであれば、市としては一応この事業を上げらせていただいておりますが、それはちょっと今の時点では、県のほうとの連携がとれていなかった関係で今回の補正を上げらせていただいておりますので、そこら調整をせらせていただいたらと思います。

議長 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程5)

議長 次に、日程第5、議案第107号「平成21年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)」から議案第114号「平成21年度西予市上水道事業会計補正予算(第1号)」までの8件を一括議題といたします。

本案8件に対する一括質疑を行います。

8番宇都宮君。

8番宇都宮明宏君 議案は第113号、第114号の簡易水道と上水道事業に係ると思うんですが、これにちょっと関連をいたしまして、実は最近近所の方と会うたびに、雨が降らんなどというのが合い言葉になっとります。本当、田んぼの田植えもいろいろ苦労してやったわけでございますけれども、こちら上水道のほうの心配もちょっとあるんじゃないかと思っております。先日、ちょっとこれは間違いかもしれませんが、伊予市のほうは一時断水になったとかという報道も聞いておりますので、ずっと先のことはわからないわけでございますけれども、そこらは見通しが立っているならお答えをいただきたいと思っております。

議長 九鬼公営企業部長。

九鬼公営企業部長 お答えをいたしたいと思っております。

ご案内のように西予市広い地域で、それぞれ水道事業を100以上の施設を持っておりますので、それぞれ事情が違いますので、各旧町ごとに担当課長のほうから報告を受けております現在の状況をお答えしたいと思います。

旧明浜町地区と三瓶町につきましては、ご案内のように南予用水を使っておりますので、今のところ心配はないというふうに乗っております。三瓶の一部、簡水については苦労されとるようであ

ります。

それから、野村、城川地域ですが、野村の上水道については、野村地区は水源が豊富にあるというようなことで、今のところ大丈夫だという報告を受けておりますし、城川と野村の簡易水道や小さい施設につきましては、漂流水を水源に使ったる施設等では、大変苦勞をされとる施設があります。ただ水道組合の管理者の方々、長年のご経験のもと、一生懸命水源の確保をしていただいております。今のようなふうで、今のところ、ここ1週間あるいは2週間雨が降らなくても何とか断水を食いとめたいというような意気込みで取り組んでいただいとるというふうな報告を受けております。ただ城川では、3施設ぐらいは、もうあと一週間も降らなかったらもたないのではないかとというようなことも聞いております。

それから、宇和町地区ですが、宇和町につきましても、上水道につきましては、明石の施設ができた関係もありまして、今のところ、ここ先ほど言いましたように、1週間あるいは2週間近く降水がなかったとしても、何とか持ちこたえるのではないかとというようなことで、連日水源の見回りなどに取り組んでおります。宇和につきましても、そのほか多田とか漂流水を使っておる簡易水道につきましては、野村、城川と同じく大変苦勞をされておまして、ここ1週間ぐらい何とかもたせたいというようなことで努力をしていただいとるという状況を受けております。そういったような状況ですので、節水については、市民の皆さんに今それぞれ放送等で呼びかけをしておりますし、今後も雨が降らないようでしたら、より節水の

大口利用ですとか、学校のプールの使用等々についてお願いに回るといふふうな今段取りをしておるところであります。

以上であります。

議長 質疑はありませんか。

8番宇都宮君。

8番宇都宮明宏君 今の点に関しまして、ちょっと1点だけ、これは将来のことになるかとも思うんですけども、もし断水になるという場合におきましては、なるだけ早い周知徹底を住民の方にもしていただきたい。これによってまた節水にもつながりますし、もしかしたら、そのときに雨

が降ったらまた断水にならないかもしれないので、なるだけ早目の連絡をケーブルテレビ等、防災無線もあるんですけど、そこらでいろいろ考えていただきたいと思います。答弁は要りません。

議長 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案20件については、お手元に配付をいたしております各常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

(日程6)

議長 次に、日程第6、請願第1号「中山間地域等直接支払制度継続・拡充に関する請願」及び陳情第3号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての陳情」2件を一括議題いたします。

この請願・陳情については、お手元に配付いたしております請願・陳情文書表のとおり各常任委員会に付託をいたします。

各常任委員会においては、各議案並びに請願・陳情について十分に審査を行い、最終日の本会議において委員会審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めるといたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

6月30日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午前11時50分

平成21年第2回西予市議会定例会会議録(第3号)

- 1.招集年月日 平成21年6月30日  
 1.招集の場所 西予市議会議場  
 1.開 議 平成21年6月30日  
 午後2時00分  
 1.閉 会 平成21年6月30日  
 午後3時55分

1.出席議員

- 1番 兵頭 竜  
 2番 二宮 一郎  
 3番 兵頭 学  
 4番 明智 祥勝  
 5番 井上 勲  
 6番 小野 正昭  
 7番 松山 清  
 8番 宇都宮 明宏  
 9番 松島 義幸  
 10番 元親 孝志  
 11番 嶋川 武文  
 12番 沖野 健三  
 13番 森川 一義  
 14番 藤井 朝廣  
 15番 浅野 忠昭  
 16番 岡山 清秋  
 17番 酒井 宇之吉  
 18番 兵頭 勇  
 19番 山本 昭義  
 20番 梅川 光俊  
 21番 菊地 ミスギ  
 22番 大竹 忠盛  
 23番 二宮 元  
 24番 坂本 隆重

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三好 幹二  
 副市長 別宮 静  
 教育長 森 英二  
 公営企業部長 九鬼 則夫  
 会計管理者 上甲 悦子  
 総務企画部長 清水 忠夫  
 産業建設部長 藤中 彰  
 生活福祉部長 炭倉 貞明

- 教育部長 森 精一  
 明浜総合支所長 高岡 和廣  
 野村総合支所長 角藤 和幸  
 城川総合支所長 清水 享司  
 三瓶総合支所長 宇都宮 又重  
 消防本部消防長 中野 竹夫  
 総務課長 上甲 憲章  
 財政課長 河野 敏雅  
 企画調整課長 上田 甚正  
 監査委員 正司 哲浩

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 岩本 明定  
 議事係長 井上 千浪

1.議事日程

- 1.会議に付した事件 別紙のとおり  
 1.会議の経過 別紙のとおり

議事日程

- 1 陳情第 1号 野村郷土資料館(仮称)の建設について  
 2 議案第 95号 西予市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例制定について  
 議案第 96号 西予市企業誘致条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第 97号 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第 98号 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第 99号 西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について

議案第 1 0 0 号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	追加 議案第 1 1 5 号	平成 2 1 年度西予市一般会計補正予算(第 2 号)
議案第 1 0 1 号	西予市明浜特別養護老人ホーム運営基金条例を廃止する条例制定について	議案第 1 1 6 号	平成 2 1 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
議案第 1 0 2 号	西予市過疎地域自立促進計画の変更について	議案第 1 1 7 号	平成 2 1 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)
議案第 1 0 3 号	公有水面埋立てに係る意見答申について	議案第 1 1 8 号	平成 2 1 年度西予市上水道事業会計補正予算(第 2 号)
議案第 1 0 4 号	市道路線の廃止について	議案第 1 1 9 号	平成 2 1 年度西予市病院事業会計補正予算(第 1 号)
議案第 1 0 5 号	市道路線の認定について	議案第 1 2 0 号	平成 2 1 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第 1 号)
議案第 1 0 6 号	平成 2 1 年度西予市一般会計補正予算(第 1 号)	議案第 1 2 1 号	調停の申立てについて
議案第 1 0 7 号	平成 2 1 年度西予市授産場特別会計補正予算(第 1 号)	意見書案第 2 号	中山間地域等直接支払制度の継続と拡充を求める意見書(案)の提出について
議案第 1 0 8 号	平成 2 1 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)	意見書案第 3 号	核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書(案)の提出について
議案第 1 0 9 号	平成 2 1 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)		各常任委員会における閉会中の継続審査について
議案第 1 1 0 号	平成 2 1 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)		議員派遣の件について
議案第 1 1 1 号	平成 2 1 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)		
議案第 1 1 2 号	平成 2 1 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)		
議案第 1 1 3 号	平成 2 1 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)		
議案第 1 1 4 号	平成 2 1 年度西予市上水道事業会計補正予算(第 1 号)		
請願第 1 号	中山間地域等直接支払制度継続・拡充に関する請願		
陳情第 3 号	「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての陳情		
			本日の会議に付した事件
		1 陳情第 1 号	野村郷土資料館(仮称)の建設について
		2 議案第 9 5 号	西予市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例制定について
		議案第 9 6 号	西予市企業誘致条例の一部を改正する条例制定について

議案第 97号	西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 114号	平成21年度西予市上水道事業会計補正予算(第1号)
議案第 98号	西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について	請願第 1号	中山間地域等直接支払制度継続・拡充に関する請願
議案第 99号	西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について	陳情第 3号	「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての陳情
議案第 100号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	追加 議案第 115号	平成21年度西予市一般会計補正予算(第2号)
議案第 101号	西予市明浜特別養護老人ホーム運営基金条例を廃止する条例制定について	議案第 116号	平成21年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第 102号	西予市過疎地域自立促進計画の変更について	議案第 117号	平成21年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 103号	公有水面埋立てに係る意見答申について	議案第 118号	平成21年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)
議案第 104号	市道路線の廃止について	議案第 119号	平成21年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)
議案第 105号	市道路線の認定について	議案第 120号	平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)
議案第 106号	平成21年度西予市一般会計補正予算(第1号)	議案第 121号	調停の申立てについて
議案第 107号	平成21年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)	意見書案第2号	中山間地域等直接支払制度の継続と拡充を求める意見書(案)の提出について
議案第 108号	平成21年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	意見書案第3号	核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書(案)の提出について
議案第 109号	平成21年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)		各常任委員会における閉会中の継続審査について
議案第 110号	平成21年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)		議員派遣の件について
議案第 111号	平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)		
議案第 112号	平成21年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)		
議案第 113号	平成21年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)		

開議 午後2時00分

議長 ただいまの出席議員は24名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありであります。

(日程1)

議長 日程第1、陳情第1号「野村郷土資料館(仮称)の建設について」を議題といたします。

岡山総務常任委員長の報告を求めます。

岡山委員長。

岡山清秋総務常任委員長 3月定例会において継続審査となっておりました陳情第1号「野村郷土資料館(仮称)の建設について」審査の概要と結果を申し上げます。

審査の過程において、既存の建物の活用等を含め、今後もお慎重に調査をすべきとの意見があり、継続審査といたしました次第であります。

以上、報告といたします。

平成21年6月30日、総務常任委員会委員長岡山清秋。

議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

陳情第1号は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第1号は継続審査とすることに決定いたしました。

(日程2)

議長 次に、日程第2、議案第95号「西予市企業立地の促進等に関する地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例制定について」から議案第114号「平成21年度西予市上水道事業会計補正予算(第1号)」までの20件と請願1件及び陳情1件の22件を一括議題といたします。

委員会における審査の経過と結果について各常任委員長の報告を求めます。

まず、岡山総務常任委員長の報告を求めます。岡山委員長。

岡山清秋総務常任委員長 総務常任委員会の審査結果を報告いたします。

総務常任委員会では、6月22日から26日にかけて本会議において当常任委員会に付託されました議案8件、陳情1件について、担当部課長の出席を得て委員会を開催し、審査並びに所管事務調査を行いました。

審査の結果は、いずれも原案可決及び陳情第3号については採択といたしました。

以下、審査の過程において質疑のありました主な事項について概要を報告いたします。

議案第99号「西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について」は、野村球場と宇和球場の照明料について、両球場ともに野村高校野球部と宇和高校野球部が主に使用をしております。条例制定については、原案どおり決定といたしました。スポーツ立市を掲げている西予市でもあり、教育観点の面からにおいても配慮をしていただきたいとの意見があり、所管課長の答弁も両校の関係者等との話し合いをし、できる限りの配慮をするよう努力するとの答弁でした。

次に、学校給食の材料を地産地消で取り組むということですが、現状ではパンと米については100%供給できております。その他の材料については難しいということになります。

また、給食施設の改築を検討すべきではないかとの意見があり、施設については、学校再編の耐震調査等と並行して検討していきたいとの答弁でありました。

なお、所管事務調査については、市内5つの町の小学校の中から城川町2校、野村町2校、明浜町1校、三瓶町においては三瓶中学校の屋内運動場の調査を行いました。いずれの小学校も少人数での児童たちであります。それぞれ特色を生かした学校づくりに努められ、小規模校でも生き生きと活動する子供の育成に取り組まれておりました。小学校の再編問題には、地域間の長い歴史があり、難しい問題がありましたが、まず大人が考えなければならないことは、子供たちがいかに多くの友と競い合っていくことのできる環境にしてやるのが大切ではありはしないかということが現場から聞くことができました。

以上、慎重に審査並びに調査をいたしましたので、報告をいたします。

平成21年6月30日、総務常任委員会委員長 岡山清秋。

議長 次に、元親厚生常任委員長の報告を求めます。

元親委員長。

元親孝志厚生常任委員長 厚生常任委員会審査報告書。

厚生常任委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

当委員会に審査を付託されました議案8件につきまして、6月22日委員会を開催して審査を実施いたしました。

審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、全議案を原案のとおり全会一致で可決いたしました。

また、所管の事務調査は、本庁を初め各総合支所において現地調査を実施いたしました。

なお、議案審査の過程において、委員より特に質疑がありました事項と所管事務調査の中で重要と思われる事項について概要を抜粋してご報告申し上げます。

初めに、議案審査の結果についてご報告申し上げます。

6月補正予算は、3月に当初予算を作成して以後4月に人事異動があるため、それに伴う人件費の組み替えによる補正が主な補正予算であります。人件費につきましては、厳しい財政事情を反映して、職員数の削減、臨時職員の採用によって全体の人件費の抑制に努めておられることが確認できました。

次に、議案第108号「平成21年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」については、別途所管事務調査の中で詳細に説明を求めました。

国保会計については、平成20年4月より新しく後期高齢者医療制度がスタートして、75歳以上の高齢者は国保会計から分離されました。その結果、平成20年度の収支決算額は1億1,985万4,000円の黒字になっております。財政調整基金の保有高は2億5,911万5,000円であり、財政調整基金の保有高は依然として低

位で推移しており、今後においても厳しい財政運営が求められます。

また、昨今の厳しい経済情勢の中で、市民の保険税の滞納については、一般国民健康保険加入者で収納率95.21%、退職者国民健康保険加入者で96.80%であり、県下では1番の収納率であるとの報告がありました。

次に、議案第110号「平成21年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」については、介護従事者処遇改善特例基金繰入金に対して質疑がありました。

この介護従事者処遇改善特例基金交付金は、介護の現場においては、介護従事者の労働に対する報酬額が低いことによって介護従事者の確保が困難にきていることから、ことし4月に介護報酬額が初めて3%プラス改正されました。内訳は、施設介護1.3%、在宅介護1.7%のアップで、市が調査した介護施設の職員では、1号給、月額約2,000円から3,000円のアップになるとの説明でした。

また、現在の施設入所者の待機者は何人で、今後の施設の建設計画はあるのかの質問に対して、現在の待機者は約300人であり、当然不足しているが、施設利用に係る参酌標準で見ると、国が示す37%に対し、西予市では56.86%であり、県下で2番目に充足している状況にあります。今後においては、グループホームはつくりませんが、有料の老人ホームの開設を進めているとのことでありました。

次に、所管事務調査結果についてご報告いたします。

初めに、市内の保育園は、少子化によって就学前の子供の数が激減いたしております。例えば城川町においては、平成21年124名であるのに対して、4年後の平成25年には約60名、現在の2分の1に激減することが見込まれます。当然再編計画を早急に検討しなければなりません。同時に子育て支援、子供を産める環境づくりを充実させて少子化対策に真剣に取り組む必要性があります。

次に、各総合支所の窓口業務のあり方についてご報告いたします。

西予市は合併後厳しい財政事情もあって、10年間で150名の職員数の削減を進めているところであり、このことについては、議会も理解

を示すところで、一日も早く達成されることを期待するものであります。当然定数削減を実施すれば、各総合支所にしわ寄せが来ます。本庁方式に移行する前に、各総合支所、各公民館において住民サービスが低下しないためにはどうすればいいのか、十分な検討、創意工夫が必要であると感じました。

次に、野村クリーンセンター、東部・西部衛生センターについてご報告いたします。

これら一連の施設は、いずれも老朽化が著しく、標準的耐用年数が過ぎております。早急に対応が求められています。当然西予市としても検討を始められているわけではありますが、工程表を示し、計画的に実施していく必要性があります。

最後に、診療所についてご報告いたします。

明浜町4診療所、城川町3診療所については、過疎化の進行に伴い、利用者数が年々減少いたしております。依津診療所においても、ことし看護師を1名削減いたしております。今後のあり方については、既に検討を開始されておりますが、一日も早く結論を出す必要性があると思われまます。そのような中、野村町惣川診療所については、現在週2日、野村病院からの出張診療を行っておりますが、1回の診療人数は平均で10.5人であり、年間で約1,000人近い利用者があるとのことであります。西予市の中でも一段と高齢化が進み、最も条件不利地域でありますので、将来においても診療所は廃止することは想定できません。そうであれば、現在の診療所は、昭和39年に建てられたものであり、老朽化が著しく、もちろん耐震強度も確保されておられません。地元からも強い要望があるようですが、必要最低限度の規模で建てかえが必要であると委員会で見解が一致いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

平成21年6月30日、厚生常任委員会委員長 元親孝志。

議長 次に、森川産業建設常任委員長の報告を求めます。

森川委員長。

森川一義産業建設常任委員長 産業建設常任委員会審査報告書。

産業建設常任委員会の審査結果報告を申し上げます。

ます。

去る6月19日の本会議において、当常任委員会に付託されました議案6件、請願1件について、6月22日と24日の2日間審査を行いました。

審査結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、全議案を原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

議案はおおむね人事異動による人件費の増減による補正が主でありましたが、審査の過程における主な質疑内容また委員より出された意見、それに対する回答について、その概要を抜粋してご報告申し上げます。

議案第103号「公有水面埋立てに係る意見答申について」、議案第104号「市道路線の廃止について」、議案第105号「市道路線の認定について」は特に問題はありませんでした。

委員より、一級河川のヨシ刈りの作業は、二次災害の危険性があるという意見に対して、緊急雇用創出事業は道路中心であるが、ヨシ刈りなども今回はできるとの答弁がありました。

議案第106号の農林水産課所管分において、大野ヶ原育成牧場経営損失負担金については、市が損失補てんをしているということだが、これは今後もこのようなことが続くのかという委員の意見、質問があり、現在JAひがしうわのほうと検討していただいているが、指定管理者としてやっていただくことになれば、損失がないように契約をしていただきたいとの答弁がありました。

また、ほかの委員より、県から来ている職員の給料が高いのではないかとこの意見に対して、給料などの支出は把握していないので、JAと協議して対応していきたいとの答弁がありました。

産業創出課所管分の地域雇用促進協議会の委託事業について、さくらクリエイトの50人が職を失った。希望する従業員にパソコンやヘルパーの研修を行ってどう雇用につながるかという質問に対して、これは直接就職に結びつくものではなく、就職するに当たって基礎的な技術を習得していただき、ご本人の基本的な力を身につけていただくための支援ですとの答弁がありました。

請願第1号「中山間地域等直接支払制度継続・拡充に関する請願」については、この制度の継続及び拡充に対する取り組みは必要不可欠であることから、全会一致で採択すべきものと決しま

した。

野村総合支所の所管事務事業調査について、その主な内容についてご報告いたします。

市道岡上線についてであります。災害等により国道が通行不能となった場合の迂回路としても重要な役割を持つ路線であることから、現地で担当職員の説明を受けました。市道岡上線道路改良工事は、全体延長547メートルのうち、改良工事についてはほぼ全線終了しており、今年度計画分の482メートルにつきましては、舗装工事及び防護さく工事等の施工となっています。当初岡上線は、国道441号線から野村町運動公園、特別養護老人ホーム法正園、特別養護老人ホームしいのき園を經由して再び国道441号線へとつながるアクセス道路としてその利便性は高いとの説明がありました。

次に、本会議の折に質問があった水不足による飲料水及び水田の現状についてであります。水田の枯れ、ひび割れは、大変な状況でありましたが、今回の雨は恵みの雨となったようではありません。

最後に、西予市一般会計繰越明許費について、各事業の詳細について説明を受け、慎重に審査を行いました。

以上、産業建設常任委員会の審査報告とさせていただきます。

平成21年6月30日、産業建設常任委員会委員長森川一義。

議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、議案第95号「西予市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第95号は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第95号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第96号「西予市企業誘致条例の一部を改正する条例制定について」から議案第101号「西予市明浜特別養護老人ホーム運営基金条例を廃止する条例制定について」までの6件を一括採決いたします。

議案第96号から議案第101号までの6件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第96号から議案第101号までの6件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第102号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」から議案第105号「市道路線の認定について」までの4件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第102号から議案第105号までの4件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第102号から議案第105号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第106号「平成21年度西予市一般会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第106号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第106号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第107号「平成21年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)」から議案第114号「平成21年度西予市上水道事業会計補正予算(第1号)」までの8件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第107号から議案第114号までの8件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員

の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第107号から議案第114号までの8件は原案のとおり決定いたしました。

次に、請願第1号「中山間地域等直接支払制度継続・拡充に関する請願」を採決いたします。

請願第1号は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採決することに決定いたしました。

次に、陳情第3号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての陳情」を採決いたします。

陳情第3号は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採決することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。(休憩 午後2時29分)

議長 再開いたします。(再開 午後2時40分)

ただいま市長から提出されました議案第115号「平成21年度西予市一般会計補正予算(第2号)」から議案第121号「調停の申立てについて」までの7件と意見書案2件及び各常任委員会における閉会中の継続審査についてを本日の日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、10件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加)

議長 まず、追加日程第1、議案第115号「平成21年度西予市一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

三好市長 議案第115号「平成21年度西予市一般会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

去る4月10日の経済危機対策に係る政府・与党会議・経済対策閣僚会議合同会議決定において、現下の危機的な経済状況から地方公共団体が実情に応じたきめ細やかな事業を積極的に実施できるよう、総額1兆円に上る地域活性化・経済危機対策臨時交付金を全国に交付することとされ、5月29日の国会において、平成21年度補正予算(第1号)が成立されたところであります。

今回、提出いたします主な補正予算は、この国の交付金制度要綱に基づき、地球温暖化対策、少子・高齢化社会への対応、安心・安全の実現、そのほか将来に向けた地域の実情に応じたきめ細やかな事業の取りまとめを行い、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ9億9,085万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を258億3,165万2,000円と定めるものであります。

その歳出の主な内容でございますが、議会費では、議長公用車の更新に係る経費を計上しております。国が推奨しております地球温暖化対策として、ハイブリッド車の購入を予定しております。総額で293万8,000円となっております。

総務費では、同じく市長公用車の更新を予定しておりますが、議長車と同じくハイブリッド車として、市長車専用でなく、一般公用車として幅広く利用できるようにしたいと考えております。

また、公民館、小・中学校、幼稚園を除く公共施設へのデジタル対応テレビの設置に係る経費、職員用パソコン端末機の更新に係る経費を計上しております。総額で4,038万円となっております。

民生費では、生活交通路線巡回バスの更新と消防法改正により設置が義務づけられております火災報知機を改良住宅に設置する経費、厨房機器やホワイトボード等の保育所用備品の購入に係る経費を計上しております。総額で4,171万6,000円となっております。

衛生費では、土居診療所と俵津診療所に対する繰出金や新型インフルエンザ対策に係る経費、クアテルメ宝泉坊浴槽循環式切りかえ工事及び新規

配管工事に係る経費、現在リースで対応しております宇和清掃センターのフォークリフトの購入に係る経費を計上しております。総額で5,335万5,000円となっております。

農林水産業費のうち農業費では、果樹園地のモノレール更新に係る補助金、ため池や排水路等の改修に係る経費や園内道を含む農道への生コン支給に係る経費、林業費では、低迷する林業への緊急対策として、西予市森林組合が導入する林業機器3台分に係る補助金、林道東津野城川線維持工事に係る経費、市単独林業に対する生コン等原材料支給に係る経費、また水産業費では、水産業振興雇用対策として、市内に住所または事業所を有する漁業経営者に対し、その雇用者1人当たり月1万円を補助する補助金制度の新設に係る経費を計上しておりますが、経済危機対策として、平成21年、22年度の2年間の補助を予定しております。

また、漁港施設の補修や高波対策に係る経費を計上しております。総額で2億6,100万5,000円となっております。

商工費では、野村愛宕公園、みかめ海の駅、明浜オートキャンプ場等の商工観光施設の整備に係る経費を計上しております。総額で3,315万2,000円となっております。

土木費では、道路橋梁維持補修に係る経費、下水路整備に係る経費、築後30年近くを経過しております宇和下松葉団地や明浜宮野浦団地等の公営住宅補修に係る経費を計上しております。総額で2億6,047万7,000円となっております。

消防費では、消防施設整備事業費として、消防詰所新築、非常用自家発電装置、水槽つき消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプの更新に係る経費と津波対策事業として、津波ハザードマップ作成に係る経費を計上しております。総額で1億2,482万4,000円となっております。

教育費では、市内幼稚園及び小学校の遊具改修、各施設の修理工事、パソコン更新、理科教育設備等の備品購入に係る経費、三瓶スクールバスや宇和給食センターの給食運搬車の更新に係る経費を計上しております。

また、これは経済危機対策臨時交付金事業ではありませんけれども、株式会社エリアの埋蔵文化

財発掘調査委託契約の債務不履行に対する調停申し立てのための顧問弁護士への委託に係る経費を計上しております。総額で1億7,300万7,000円となっております。

以上、歳出予算の概要でございましたけれども、続きまして歳入についてご説明をいたします。

まず、分担金として、ため池改修等の市単独土地改良事業に対する地元負担金621万2,000円、国庫補助金として、小学校及び中学校の理科教育設備整備費国庫補助金合わせて547万円、パソコンやデジタルテレビ購入に係る学校情報通信技術環境整備事業費国庫補助金526万7,000円及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金9億5,118万3,000円の計上をしておりますが、この上で歳出に不足する財源措置として財政調整基金2,272万2,000円の繰り入れを行っております。

以上、ご説明を申しましたが、詳細な点につきましては、担当課長から補足説明をさせますので、よろしくご審議を賜り、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

議長 河野財政課長。

河野財政課長 それでは、予算書に沿って補足説明をさせていただきます。

なお、特別会計、公営企業会計への繰出金につきましては、後ほどそれぞれの会計で提案説明をいたしますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

それでは、歳出につきまして説明をいたします。

8ページをお開き願います。

5目11節修繕料562万円ではありますが、これは公共施設の消防点検で指摘のありました箇所への修繕に係る経費であります。18節庁用器具費645万7,000円につきましては、地上デジタル化対策として、小・中学校、公民館、幼稚園を除く公共施設へ設置するデジタルテレビ43台の購入に係る経費であります。

なお、小・中学校につきましては、購入済みであり、公民館及び幼稚園につきましては、それぞれの予算で計上をしております。

同じく9目18節庁用器具費2,383万5,

000円ではありますが、これは職員用端末200台と帳票処理室の連続紙プリンター1台の更新に係る経費であります。

14ページをお開き願います。

5目15節工事請負費6,750万円ではありますが、これは市単独ため池改修工事と蔵貫浦排水路改修工事に係る経費であります。16節工事材料費3,100万円につきましては、樹園地を含む農道への生コン支給に係る経費であります。

同じく2目19節高性能林業機械導入事業補助金3,714万9,000円ではありますが、これは西予市森林組合に対する補助金であります。

次に、15ページでございますが、3目15節工事請負費3,570万円ではありますが、これは林道東津野城川線維持管理工事に係る経費であります。16節工事材料費1,000万円につきましては、林道への生コン等の支給に係る経費であります。

同じく3目漁港管理費、15節工事請負費720万円ではありますが、これは明浜、田之浜、高山漁港防波堤維持補修工事と大早津防護さく改修工事に係る経費であります。

16ページをお開き願います。

4目15節工事請負費600万円ではありますが、これは三瓶皆江地区消波ブロック設置工事に係る経費であります。

同じく5目15節工事請負費2,631万円ではありますが、これは野村愛宕公園転落防止さく設置工事、みかめ海の駅いけす棟海水ろ過設備設置工事、明浜オートキャンプ場スライダー人工芝張りかえ工事、城川ふるさと交流館空調設備修繕工事に係る経費であります。

次に、17ページでございますが、2目道路橋梁維持費1億6,075万円ではありますが、これは道路橋梁の維持修繕に係る経費であります。市内全域を対象としております。

同じく6目用悪水路費3,925万円ではありますが、これは明浜地区、宇和地区、三瓶地区の下水路の改修を予定しております。

18ページをお開き願います。

1目15節工事請負費4,947万7,000円ではありますが、これは宇和地区下松葉団地修繕工事、明浜地区宮野浦団地及び狩浜団地修繕工事、野村地区法正団地、権現団地の水洗化及び公共下水道接続工事、三瓶地区櫓の下団地非常階段

塗装工事に係る経費であります。

次に、19ページでございますが、3目15節工事請負費2,345万4,000円ではありますが、これは城川地区魚成6部の消防詰所新築工事と消防本部の非常用自家発電装置設置工事に係る経費であります。18節機械器具費7,607万2,000円につきましては、水槽つき消防ポンプ自動車1台、小型動力ポンプ積載車1台、小型動力ポンプ16台の更新に係る経費であります。

同じく4目13節津波防災対策業務委託料1,500万円ではありますが、これは津波ハザードマップ作成に係る経費であります。15節工事請負費407万3,000円につきましては、三瓶津布理地区遊歩道防護さく設置工事、明浜田之浜地区避難路舗装工事及び高山地区避難路手すり工事に係る経費であります。

20ページをお開き願います。

1目15節工事請負費2,868万7,000円ではありますが、これは市内小学校遊具改修工事と市内小学校施設修繕工事に係る経費であります。18節庁用器具費514万5,000円につきましては、パソコン35台の更新、機械器具費762万6,000円につきましては、理科教育用備品購入に係る経費であります。

次に、21ページでございますが、1目学校管理費、15節工事請負費1,382万7,000円ではありますが、これは明浜中学校屋上防水工事、野村中学校屋内消火栓設備改修工事に係る経費であります。18節機械器具費3,992万円につきましては、三瓶スクールバス2台、38人乗りの更新及び理科教育用備品購入に係る経費であります。

22ページをお開き願います。

2目15節工事請負費556万5,000円ではありますが、これは貝吹公民館屋根及び内外装修繕に係る経費であります。18節庁用器具費1,445万7,000円の主なもの、三瓶パソコン教室用パソコン25台、市内公民館へのデジタルテレビ27台の購入に係る経費であります。

次に、23ページでございますが、2目15節工事請負費2,445万円ではありますが、これは野村体育館アリーナ壁修繕工事、宇和運動公園トリムコース撤去及び遊具改修工事、同テニスコート改修工事に係る経費であります。

なお、事業概要につきましては、お手元に資料

を配付しておりますので、お目通しをお願いしたらと思います。

歳入につきましては、今ほど市長が金額も含めてご説明を申し上げましたので、省略させていただきます。

以上、説明とさせていただきます。

議長 以上で理事者の説明は終わりました。

質疑はありませんか。

20番梅川光俊君。

20番梅川光俊君 1点か2点か、ちょっと質疑をさせていただきたいと思います。

最初に関連で言わせていただきますが、ちょうど委員会に付託になりました。前もこの間も質疑があったと思います。2億円の中で各常任委員会に付託をされまして、きょう決議をされました。それで、あときょう出てきた補正予算9億9,000万円、その中で9億5,000万円ですか、今度緊急対策で出てきた分に関しては、5月29日に国会で決議されてそれが出てきた。本当に緊急でございました。4月で閣議決定ということでございますけれども、5月29日ということですので、なかなかこの定例の中に最初に持ってくるということがなかなか難しかったのかもかもしれませんけれども、できますことならば、これだけ大きな金額であるということに関しましては、やはり事前にできるだけ委員会付託という形でとらせてもらえると、なお中身がよくわかっていいのかなと思っております。

それと、この前にちょっと答弁がありましたんですけども、そのことに余り触れませんが、やはり議会は市長部局ときちんと話をして招集日を決定して、招集権は市長にあるということを再認識をお願いをしたいと思っております。

それから、ちょうど産業建設常任委員会におりますので、一つだけこれからの流れ方をお願いをしたいと思っております。

ちょうど20年度の補正の中で3月に出てきたんですか、繰越明許費の中で出てきた分の中で、土木、道路なんかの改修、いろんな形が出てきておりますけれども、それもなかなか前向けていってない現状の中で、今回も出てきております約2億円という形の中で各地域の中で出てきております。これは本当にありがたいことだと思っております。

ます。それと同時に、やはり今度の9月の補正の中に公共事業再生という方向が出てくるんであろうと思っておりますが、その辺も含めて本当に地域の業者、住民っていうものに関しては、市民はそのことが早く執行されることが、具体化されることが本当に待ち遠しくて、今手ぶらの状態で四苦八苦しております。その辺も含めながら早急にその段取りをして、執行ができますように、9月補正も含めながらその件についてよろしく願いをしたいと思っております。

以上です。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、梅川議員の質問についてお答えさせていただきます。

まず、第1点の今回のきょう出しました追加補正の関係でございますけれども、これは当初にもし出せる状況であったら出したいという気は十分ありました。

しかしながら、これだけをまとめながらやる時間については、当初の中ではなかなか難しかったという事情がありまして、今回追加ということに出させていただきました。その背景は、臨時議会を招集して後ほどやるよりも、早くやったほど、3点目に言われたようなことも含めていいんだろうということで今回追加補正で出させていただきました。その前段では、付託には残念ながらできませんでしたが、全員協議会でご説明をしてご理解をいただいたものだと思うところでございます。

2点目の招集権については、私のほうに招集権が市長にあるということもご案内のとおりでありまして、会議権と招集権のお互い同士で日程の調整というのは大事だとこのように思っておりますので、今のご指摘については、議長と市長という形の中で今後とも進めさせていただいたらと思っております。

第3点目の繰越明許の関係については、繰越明許をせずに事業ができるということが一番いいわけではありますが、なかなか事業の形態の中では明許をさせていただかなくてはいけないようなものがどうしても出てまいります。単純で言いますと、工事がいろいろなことでどうしてもおくれる、そのときに雨が降ったり、あるいは雪が降っ

たり、いろんな条件が自然的な条件もあります。また、土地の購入について地権者との交渉の中でちょっと時間がかかり過ぎたというようなこともいろいろあると思います。そういう諸条件の中で繰越明許をせざるを得なくなったということのご理解もいただいたらありがたいなど。しかしながら、私どもは事業は淡々とせっかくの議決をいただいたものでございますから、執行としてはやっていきたいという思いがあって繰越明許をするんだということもご理解をいただきたいと思っております。

そして、最後の今度の公共投資の臨時交付金の関係についての事業につきましては、国のほうから明確な方向が出次第、私どもも積極的に国にご提案をする形でありますので、ご提案をして、その事業を組んでいきたいと思うわけでありまして、それができ次第、また9月の定例議会になるのか、あるいはそれ以前に臨時議会を開かせてもらえるような状態になるのか、ちょっと今は定かではありませんが、決まり次第早くやっていくような体制づくりをやっていきたいと考えております。

以上です。

議長 20番梅川光俊君。

20番梅川光俊君 答弁は要りませんが、今の答弁でありがとうございます。

基本的に言いまして、本当に今の緊急事態っていう形の中で、本当に四苦八苦していたしておりますので、できるだけ早くそれが執行、現場のほうへ流れますように、ひとつぜひよろしく願いを、重ねてお願いをいたしておきたいと思えます。よろしく申し上げます。

以上です。

議長 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第115号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定をい

たしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第115号「平成21年度西予市一般会計補正予算(第2号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第115号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第2、議案第116号「平成21年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」から議案第120号「平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」までの5件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 議案第116号「平成21年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金に係るもので、診療所勘定のみとなっております。

それでは、診療所別にご説明いたします。

依津診療所の歳出では、医業費でレントゲンの修繕料を167万円増額し、歳入では、一般会計からの繰入金と同額増額し、歳入歳出予算の総額を6,791万4,000円といたしました。

次に、土居診療所の歳出では、総務費で電圧装置の更新に伴う工事請負費198万5,000円の増額、医業費で心電計等備品購入費を221万6,000円増額し、歳入では、一般会計からの繰入金を420万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1億2,774万6,000円といたしました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 議案第117号「平成21年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業により、野村処理区、宇和处理区の下水道台帳を整備するもので、歳入歳出予算にそれぞれ1,000万円追加し、歳入歳出予算を9億1,004万1,000円と定めるものであります。

歳出では、事業費の施設管理費で、委託料1,000万円の増額であります。歳入につきましては、一般会計繰入金を同額増額いたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長 九鬼公営企業部長。

九鬼公営企業部長 議案第118号「平成21年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、同じく地域活性化・経済危機対策臨時交付金によるもので、資本的収入及び支出におきまして、それぞれ580万円増額し、予算第4条で定めております資本的収入の予定額を4,111万8,000円とし、資本的支出の予定額を3億1,483万2,000円とするものであります。

内容につきましては、臨時交付金による一般会計繰入金を財源といたしまして、明浜上水道における未給水区域の配水管布設工事を施工するものであります。

また、予算第8条に定めております他会計からの補助金を2,460万円といたしております。

次に、議案第119号「平成21年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、同じく経済危機対策臨時交付金による施設の改修、老朽化及び環境対策のための車両の購入に係るものであります。

補正予定額は、第2条収益的収支におきまして、医業外収益及び医業費用をそれぞれ418万7,000円増額、第3条の資本的収入及び支出において、出資金及び建設改良費をそれぞれ409万3,000円増額するものであります。

内容につきましては、7ページの事項別明細をごらんください。

まず、宇和病院事業におきまして、収入の部で、一般会計補助金402万5,000円を増額し、支出の部では、医業費用の経費で、トイレ改修に係る修繕費388万円、車両購入に係る自賠責保険等14万5,000円を増額いたしております。

また、8ページになりますが、資本的収支において、収入の部で、一般会計からの出資金205万5,000円を増額し、支出の部では、備品購入費として自動車購入205万5,000円を増額でございます。

次に、9ページになりますが、野村病院事業につきましては、収入の部で、医業外収益として一般会計補助金16万2,000円を総額し、支出の部では医業費用の経費で、車両購入に係る保険料等で16万2,000円を増額いたしております。

また、10ページの資本的収支では、収入の部で、一般会計からの出資金203万8,000円を増額し、支出の部では、備品購入として自動車購入203万8,000円を増額いたしております。

次に、議案第120号「平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

本補正も経済危機対策臨時交付金によるものであります。

1ページをごらんください。

今回の補正は、資本的収入及び支出の補正であります。

収入につきましては、他会計繰入金として2,000万円を増額いたしております。

次に、支出ですが、建設改良費で2,000万円増額し、2,194万3,000円と予定額をしております。これによりまして、資本的支出の予定額が5,312万4,000円となりました。

支出の詳細につきましては、3ページの事項別明細書に記載をしております。

支出で、固定資産購入費のその他備品購入費で2,000万円増額をいたしましてナースコール、電話設備等を整備するものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長 以上で理事者の説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第116号から議案第120号までの5件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第116号「平成21年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」から議案第120号「平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」までの5件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第116号から議案第120号までの5件は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第3、議案第121号「調停の申立てについて」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

森教育部長。

森教育部長 議案第121号「調停の申立てについて」提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、平成18年度及び19年度に西予市宇和町山田地区において実施いたしました埋蔵文化財発掘調査に伴う委託契約の履行請求に係るものであります。

本件委託料の未払い問題については、以前から議員の皆様から一般質問等もあり、ご承知のこととは存じますが、本発掘調査業務の平成19年度

分の委託料支払いにつきましては、相手方であります株式会社エリアと再三にわたる協議とこれによる催告を行ってまいりました。

しかしながら、現在においても契約金額のうちわずかしか支払いがなされていないのが現状でございます。本市といたしましては、相手方及びその連帯保証人との現在までの協議経過とその対応等を踏まえ、今後催告手続だけでは契約の履行が果たされる可能性は薄いと判断し、顧問弁護士と協議した結果、未納となっている委託料残金の支払い及びこれに対する遅延損害金の支払いについて法的手段をとることといたしました。

以上によりまして本調停の申し立てを行うに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、本調停不成立の場合は、必要に応じて訴訟の請求を行う予定であり、このことにつきましては、本件に伴う授權事項としてご了解をいただきたく存じます。よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

議長 以上で理事者の説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第121号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第121号「調停の申立てについて」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第121号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第4、意見書案第2号

「中山間地域等直接支払制度の継続と拡充を求める意見書（案）の提出について」及び意見書案第3号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書（案）の提出について」の2件を一括議題といたします。

事務局長に朗読いたさせます。

岩本事務局長 中山間地域等直接支払制度の継続と拡充を求める意見書（案）。

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域等の条件不利地域における農業生産活動を支援し、中山間地域等の農業・農村が有する多面的機能を確保するため、平成12年度から実施されています。本制度により、耕作放棄地の発生防止はもとより、さまざまな農業生産活動の継続に向けた取り組みが行われるとともに、共同活動を通じた新たな地域活動が生み出されるなど幅広い効果が持たされています。本市においては、協定参加農家数4,679戸、協定数185協定で取り組みを実施するとともに、愛媛県下各地域で本制度が活用されており、中山間地域等の農業者だけでなく、同制度を理解している多くの県民は、制度の存続に大きな期待を寄せているところであります。つきましては、制度実施期間が終了する平成22年度以降につきましても、同制度が継続されますとともに、より効果的な制度への改善がなされるよう、下記事項の実現に向けて特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

記。

#### 1、制度の継続について。

中山間地域等における耕作放棄地の発生防止や農業の多面的機能の維持、集落の維持、活性化等に引き続き取り組むため、平成22年度以降についても本制度を継続実施されたい。

なお、制度継続に当たっては、継続適用を希望する協定がすべて継続適用されるとともに、対象活動水準について、必要以上に向上を求めないこととされたい。

#### 2、地目区分について。

樹園地では、傾斜度による生産コスト格差が大きく、現行制度では地目区分、畑で制度適用を受けているが、農業者からは普通畑との生産コスト差を不満とする意見が強く出されている。樹園地区分を新設するなど、生産コスト差を的確に反映した単価を設定されたい。

#### 3、制度事務手続の簡素化について。

制度の対象要件や活動要件等が複雑で書類作成等参加者に大きな負担となっている。制度や申請書類等の簡素化に努めていただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月30日、愛媛県西予市議会。

提出先、衆議院議長河野洋平、参議院議長江田五月、内閣総理大臣麻生太郎、農林水産大臣石波茂。

核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書（案）。

1946年1月、国連が最初の総会で核兵器廃絶の第1号議決を採択してから既に63年が過ぎた。世界の圧倒的多数の人々や政府が核兵器禁止を要求するにもかかわらず、地球上には、なお人類を絶滅させるほどの大量の核兵器が蓄積配備されている。

また、2000年のNPT核拡散防止条約再検討会議では、核兵器の完全廃絶を達成する明確な約束が合意されたが、今も約束実行への道筋はついていない。

しかし、広島・長崎の2つの都市を破壊させた核戦争の惨禍とその後の世界各国での核実験による被害は、人類が核兵器とは共存できないことを明白にしている。よって、国会並びに政府におかれては、唯一の被爆国として核兵器の使用、実験、研究、開発、生産、配備、貯蔵の一切を禁止する核兵器全面禁止・廃絶国際条約を一日も早く締結するよう関係諸外国に対し格別の努力を尽くされることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月30日、愛媛県西予市議会。

提出先、衆議院議長河野洋平、参議院議長江田五月、内閣総理大臣麻生太郎、外務大臣中曽根弘文。

以上であります。

議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いた

しました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

お諮りいたします。

まず、意見書案第2号「中山間地域等直接支払制度の継続と拡充を求める意見書(案)の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、ただいまの意見書案第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に、意見書案第3号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書(案)の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、ただいまの意見書案第3号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第5、「各常任委員会における閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長より会議規則第103条の規定により、所管する事務を閉会中の継続審査としたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 暫時休憩、ちょっとお願いできませんか。

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午後3時35分)

議長 再開いたします。(再開 午後3時49分)

(追加)

議長 次に追加日程第6、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りします。

ただいま決定をいたしました議員派遣につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長にご一任を願いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

市長より閉会のあいさつがあります。

三好市長。

三好市長 平成21年度第2回西予市議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

心配しておりました水不足も市民の皆さんの願いが天に通じたのか、この数日の雨や今朝未明の警報が出る大雨もあり、何とか一安心というところとなりました。この先もしばらくは雨の予報が続いており、緊急の対応までは不要となった感がありますが、天候ばかりはこちらの都合のとおりにはいかないであります。市民の皆様には引き続き節水に心がけていただきますようお願いを申し上げます。

さて、去る6月18日から開会いたしました今定例会におきましては、議員各位には本会議並びに各常任委員会を通じまして慎重なご審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でござ

います。

おかげをもちまして一般会計補正予算を初め多数の重要案件につきましていずれも原案どおりそれぞれ可決いただくことができました。

審議の間におきましては、さまざまなお指摘、ご意見をいただきました点等につきましては、執行に当たり十分心して努めてまいりたいと存じます。特に地域活性化・経済危機対策臨時交付金に係る補正予算の追加議案につきましては、審議時間も短く、議員の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしましたでしたが、これも国の予算成立から早く地元の事業者へ発注し、地域経済の活性化を促せたくこのような議案上程となりました。どうか諸般の事情をご賢察いただき、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

これからもますます蒸し暑い日が続くこととなりますが、議員各位には健康に十分ご留意をいただき、市政運営に一層のご協力、ご尽力をいただきますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。長い間ありがとうございますございました。

議長 これをもって平成21年第2回西予市定例会を閉会といたします。

閉会 午後3時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成21年第2回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 95号	西予市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例制定について	21.6.30	原案可決
議案第 96号	西予市企業誘致条例の一部を改正する条例制定について	21.6.30	原案可決
議案第 97号	西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	21.6.30	原案可決
議案第 98号	西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について	21.6.30	原案可決
議案第 99号	西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について	21.6.30	原案可決
議案第100号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	21.6.30	原案可決
議案第101号	西予市明浜特別養護老人ホーム運営基金条例を廃止する条例制定について	21.6.30	原案可決
議案第102号	西予市過疎地域自立促進計画の変更について	21.6.30	原案可決
議案第103号	公有水面埋立てに係る意見答申について	21.6.30	原案可決
議案第104号	市道路線の廃止について	21.6.30	原案可決
議案第105号	市道路線の認定について	21.6.30	原案可決
議案第106号	平成21年度西予市一般会計補正予算(第1号)	21.6.30	原案可決
議案第107号	平成21年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)	21.6.30	原案可決
議案第108号	平成21年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	21.6.30	原案可決
議案第109号	平成21年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	21.6.30	原案可決
議案第110号	平成21年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)	21.6.30	原案可決
議案第111号	平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	21.6.30	原案可決
議案第112号	平成21年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	21.6.30	原案可決
議案第113号	平成21年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	21.6.30	原案可決
議案第114号	平成21年度西予市上水道事業会計補正予算(第1号)	21.6.30	原案可決
議案第115号	平成21年度西予市一般会計補正予算(第2号)	21.6.30	原案可決
議案第116号	平成21年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	21.6.30	原案可決
議案第117号	平成21年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	21.6.30	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第118号	平成21年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)	21.6.30	原案可決
議案第119号	平成21年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)	21.6.30	原案可決
議案第120号	平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)	21.6.30	原案可決
議案第121号	調停の申立てについて	21.6.30	原案可決
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	21.6.18	原案同意
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	21.6.18	原案同意
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	21.6.18	原案同意
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	21.6.18	原案同意
諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について	21.6.18	原案同意
請願第1号	中山間地域等直接支払制度継続・拡充に関する請願	21.6.30	採 択
陳情第1号	野村郷土資料館(仮称)の建設について	21.6.30	継続審査
陳情第3号	「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての陳情	21.6.30	採 択
意見書案第2号	中山間地域等直接支払制度の継続と拡充を求める意見書(案)の提出について	21.6.30	原案可決
意見書案第3号	核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書(案)の提出について	21.6.30	原案可決
	各常任委員会における閉会中の継続審査について	21.6.30	承 認
	議員派遣の件について	21.6.30	承 認